

武藏村山市
一般廃棄物処理基本計画
(改訂版)
(令和7年度～令和9年度)
(案)

令和7年3月

武藏村山市

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画改訂の目的	1
2 計画改訂の背景	2
3 計画の位置付け	4
4 対象となる廃棄物	5
5 計画期間と目標年度	5
6 計画対象地域	5
7 計画対象主体	5
第2章 廃棄物処理の現状	6
1 ごみ・資源の処理体制とフロー	6
2 ごみ・資源の量	8
3 資源化状況	12
4 中間処理	14
5 最終処分	17
6 廃棄物処理経費	19
第3章 計画策定の課題	21
1 地域特性に関する留意事項	21
2 前計画の基本的な施策の実施状況	25
3 現状における課題の取りまとめ	40
4 前計画の目標値の達成状況	41
第4章 計画の基本理念等	42
1 基本理念	42
2 基本方針	43
3 市民・事業者の行動指標	44
第5章 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量	46
1 将来人口予測	46
2 ごみ・資源排出量の予測	46
第6章 基本的な施策	48

1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進	4 9
2 リサイクル(資源化)の推進	5 1
3 適正処理の推進	5 3
4 市民・事業者・市の協働	5 7
第7章 計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量	6 0
1 指標の設定	6 0
2 目標値の設定	6 2
3 目標とするごみ・資源排出量	6 4
第8章 生活排水処理基本計画	6 6
1 処理の現状	6 6
2 計画の目標	6 8
3 基本的な施策	6 8
第9章 食品ロス削減推進計画	6 9
1 計画の背景	6 9
2 食品ロスの現状と課題	7 0
3 計画の位置付け	7 1
4 計画の期間	7 1
5 食品ロス削減量の目標	7 2
6 具体的な施策	7 3
第10章 計画の進行管理	7 4
資料 編	7 5
資料1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会	7 6
資料2 基礎調査の結果	8 3
資料3 目標とするごみ・資源排出量の算定方法	8 9
資料4 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較	9 7

第1章 計画策定の趣旨

1 計画改訂の目的

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めるものです。

本市においては、平成4年3月に廃棄物処理事業の総合的かつ計画的な推進について、その基本方針を示すため、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成10年3月には、廃棄物処理技術の向上や最終処分場のひっ迫などを背景に、名称を「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画(ごみゼロプラン)」として計画を改訂しました。

平成20年12月には、国の計画の中で天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を進めるための方針が示されたこと、各種リサイクル関連法が施行されたことを背景に、平成29年度を目標年度とする新たな計画を策定しました。

平成26年3月には、社会情勢の変化や関係法令等の動向に適切に対応するため、計画を改訂しました。

その後、平成30年1月に平成39年度（令和9年度）までを計画期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定し、「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の理念のもと、ごみ減量や適正処理を推進してきました。

当該計画では、おおむね5年ごと、あるいは、事業の実施状況及び数値目標が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合に計画の見直し・改訂を検討することとしており、本市においては、令和4年10月から家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入したことから、当該家庭ごみ有料化等による減量効果を踏まえた数値目標を改めて定める必要があるため、ここで改訂を行うものです。

なお、令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条第1項においては、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされていることから、今回の計画の改訂に併せて、一般廃棄物処理基本計画に盛り込んだ形で食品ロス削減推進計画についても策定するものとします。

2 計画改訂の背景

(1) 国

国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を策定しました。この計画は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げるとともに、現在直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の三つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

また、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとし、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。そして、循環経済への移行を国家戦略として位置づけた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定しています。

(2) 東京都

東京都は令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。この計画は、2030年度（令和12年度）に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。

計画では、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会課題への果敢なチャレンジを3本の柱として掲げ、主要な施策として、「プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき消費者やメーカー等と連携した施策の推進」、「区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減」、「サーキュラー・エコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立」、「首都直下地震等に備え、地域で処理するための協同組織、関連団体との連携などを推進」するなどとしています。

(3) 武蔵村山市

本市は、昭和40年（当時は村山町）から家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。

しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、本市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。

本市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」において、「平成34年度（令和4年度）を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」とし、令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定し、令和4年10月から家庭ごみ有料化・戸別収集を導入しました。この家庭ごみ有料化・戸別収集事業の導入では、導入前年度（令和3年度）と導入翌年度（令和5年度）とのごみ総排出量の比較では、14.3%のごみ減量を達成いたしました。

ごみは、燃やしたり、埋め立てたりして処理を行いますが、ごみを燃やす場合は、温室効果ガスであるCO₂（二酸化炭素）等が発生し、ごみを埋め立てる場合は、埋立をする場所が必要となります。

また、ごみを処理するためには、多くの費用が必要となることから、市民及び事業者の負担の軽減という観点からもごみを減らすことは大変重要です。

本市の課題としては、多摩湖外周道路等における不法投棄の問題などもあります。

不法投棄は環境美化の観点から景観を損ねたり、場合によっては、土壤汚染や水質汚染につながることもあり、不法投棄させないための対策に取り組む必要があります。

(4) 持続可能な開発目標（S D G s）

S D G sとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受け日本では、内閣総理大臣を本部長とするS D G s推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」を策定しました。この指針は国連のS D G sサミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改訂版（令和5年12月19日）においては、重点事項として、①持続可能な経済・社会システムの構築、②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、③地球環境規模の主要課題への取組強化、④国際社会との連携・協働、⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的促進が定められています。

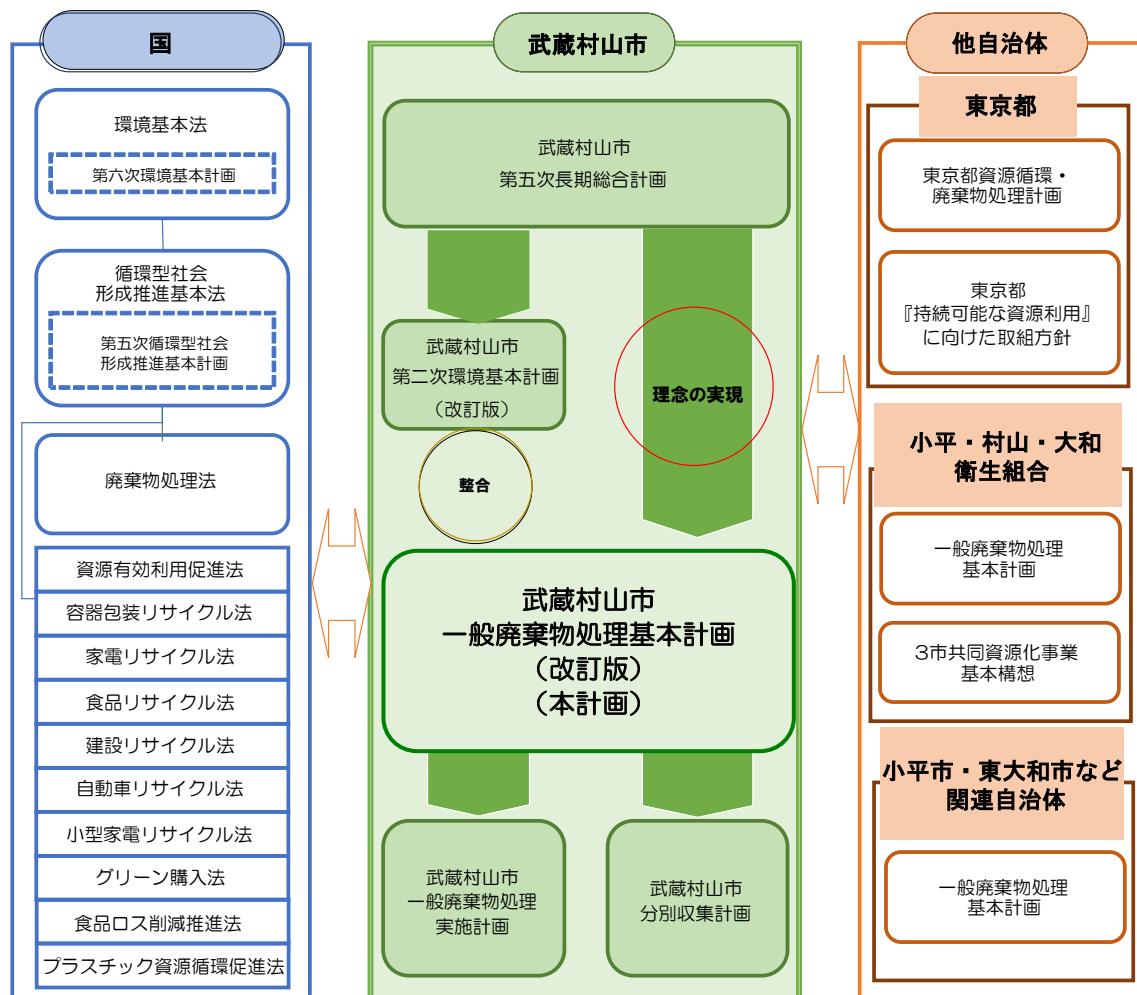
3 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。また、本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」といいます。)第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画を一体的に策定する計画です。

策定に際しては、「武藏村山市第五次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武藏村山市第二次環境基本計画(改訂版)」を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、国の「第六次環境基本計画」、「第五次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合など関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などとの整合を図って策定します。

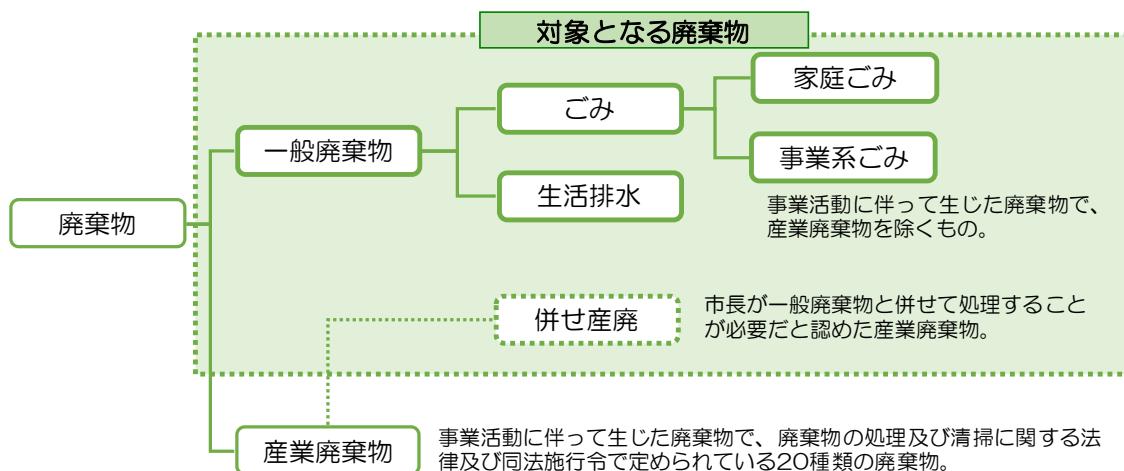
図1－1 本計画の位置付け



4 対象となる廃棄物

本計画は、市内で発生する一般廃棄物と、市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要だと認めた産業廃棄物(併せ産廃)を対象とします。

図 1－2 計画の対象となる廃棄物



5 計画期間と目標年度

令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間とし、目標年度を令和 9 年度とします。

6 計画対象地域

武蔵村山市域とします。

7 計画対象主体

武蔵村山市民、武蔵村山市内の事業者及び武蔵村山市とします。

第2章 廃棄物処理の現状

1 ごみ・資源の処理体制とフロー

(1) ごみ・資源の分類と処理体制

ごみ・資源の分類と処理体制は次のとおりです。なお、本計画では、「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」、「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」、「容器包装プラスチック」を「容プラ」と統一して表記しています。

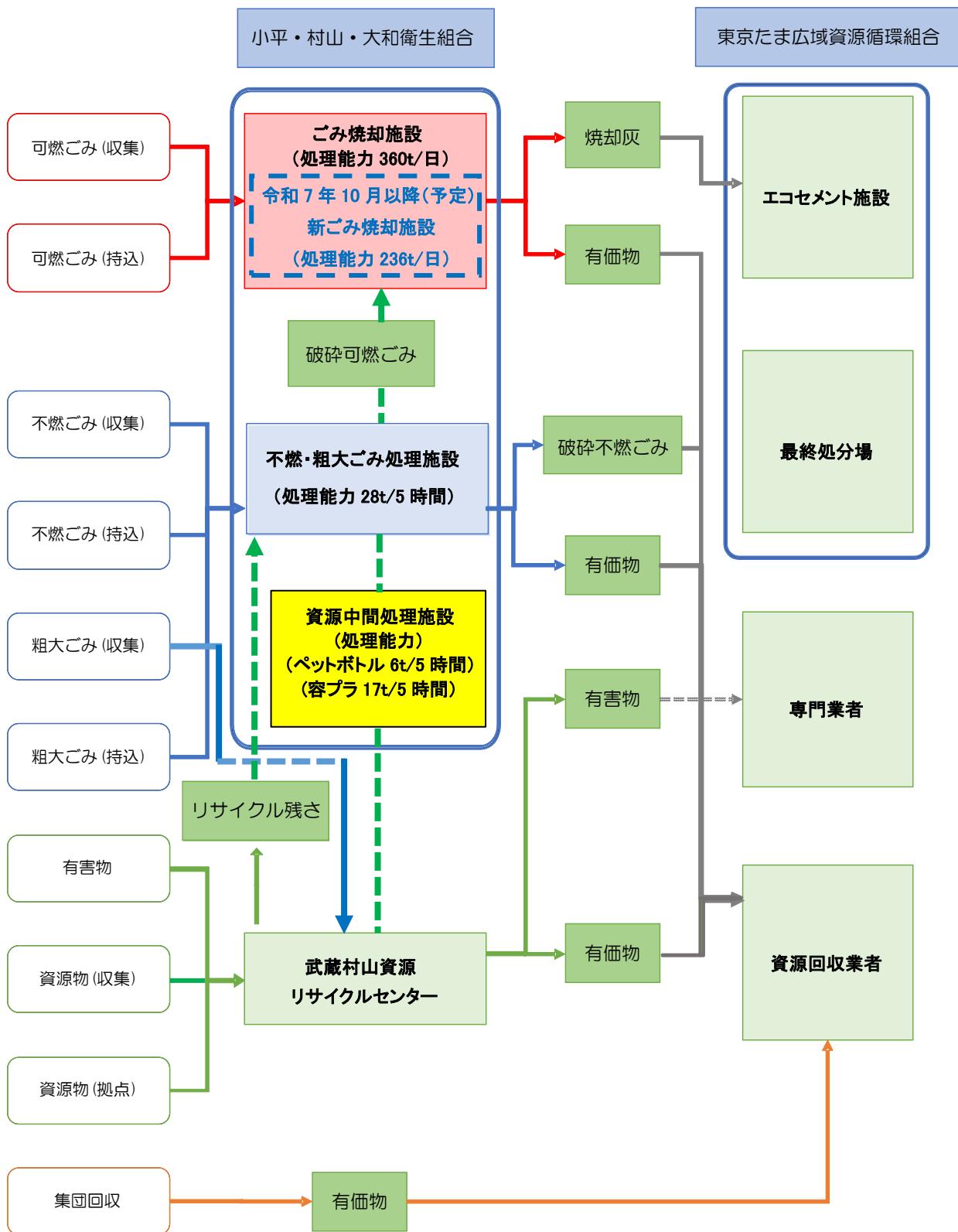
表2-1 ごみ・資源の分類と処理体制

区分	収集運搬		中間処理	最終処分
	回数	収集方式		
可燃ごみ	週2回	戸別 集積所	小平・村山・大和 衛生組合	東京たま広域資源循環組合・日 の出町ニツ塚廃棄物広域処分場
不燃ごみ	月1回	戸別 集積所	小平・村山・大和 衛生組合	東京たま広域資源循環組合・日 の出町ニツ塚廃棄物広域処分場
缶・金属・びん・有害物・ ライター	隔週1回	戸別 集積所	武藏村山資源 リサイクルセンター	民間事業者において資源化処理
容プラ	週1回	戸別 集積所	小平・村山・大和 衛生組合	民間事業者において資源化処理
ペットボトル	隔週1回	戸別 集積所	小平・村山・大和 衛生組合	民間事業者において資源化処理
古紙(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック)・布・ 剪定枝・ぬいぐるみ	月3~4回	戸別 集積所	武藏村山資源 リサイクルセンター	民間事業者において資源化処理
かばん・ベルト	月3~4回	戸別 集積所	武藏村山資源 リサイクルセンター	民間事業者において資源化処理
粗大ごみ	随時	戸別 集積所	小平・村山・大和 衛生組合 武藏村山資源 リサイクルセンター	東京たま広域資源循環組合・日 の出町ニツ塚廃棄物広域処分場

(2) ごみ・資源の処理フロー

ごみ・資源の処理フローは次のとおりです。

図2-1 ごみ・資源の処理フロー



2 ごみ・資源の量

(1) 総排出量の推移

総排出量とは、収集ごみ量、持込ごみ量、資源量の合計値です。

総排出量は、平成26年度から平成30年度までは減少傾向にあり、その後、令和元年度と令和2年度は増加しましたが、令和3年度からは再び減少傾向にあります。

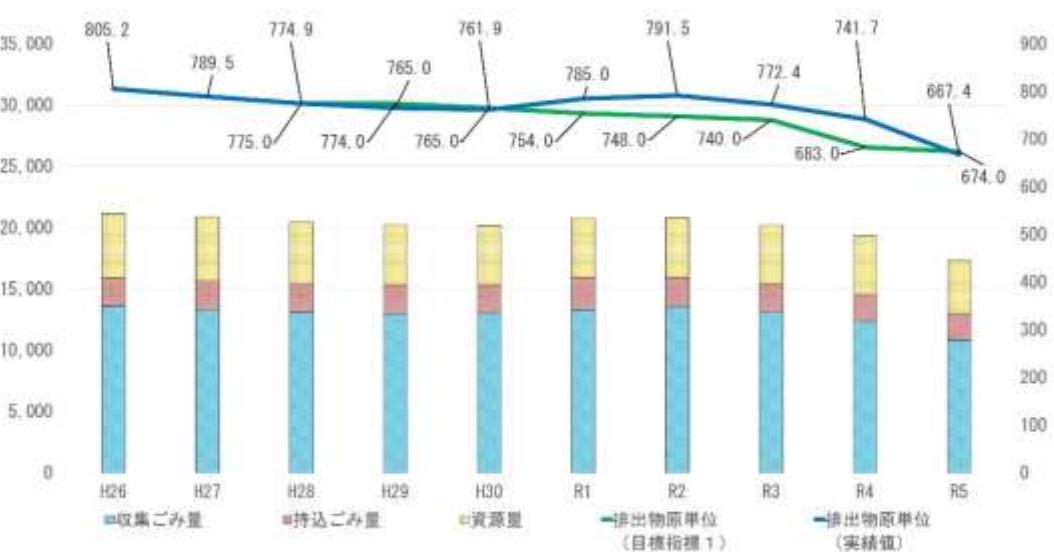
市民1人1日当たりの総排出量の推移についても、総排出量と同様の傾向を示しています。なお、令和4年10月の家庭ごみ有料化・戸別収集の開始に伴い、令和5年度の総排出量と市民1人1日当たりの総排出量は、それぞれ17,308tと667.4g／人日となっており、これまでと比較して大きく減少しています。

令和5年度の市民1人1日当たりの総排出量は、改訂前の武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（平成30年1月策定）（以下「前計画」という。）に定める目標指標を達成しています。

図2-2 総排出量及び市民1人1日当たりの総排出量の推移

（単位：t／年）

（単位：g／人日）



総排出量の推移

（単位：t／年）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	21,155	20,852	20,443	20,246	20,143	20,765	20,801	20,191	19,286	17,308
資源量	5,283	5,219	5,089	4,922	4,824	4,805	4,840	4,798	4,731	4,332
持込ごみ量	2,286	2,343	2,273	2,344	2,319	2,641	2,421	2,322	2,203	2,149
収集ごみ量	13,586	13,290	13,081	12,980	13,000	13,319	13,540	13,071	12,352	10,827

市民1人1日当たりの総排出量の推移

（単位：g／人日）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
排出物原単位 (目標指標1)			775.0	774.0	765.0	754.0	748.0	740.0	683.0	674.0
排出物原単位 (実績値)	805.2	789.5	774.9	765.0	761.9	785.0	791.5	772.4	741.7	667.4

※ 目標指標1は前計画で定める目標指標です。

(2) ごみ量の推移

ア 収集ごみ量の推移

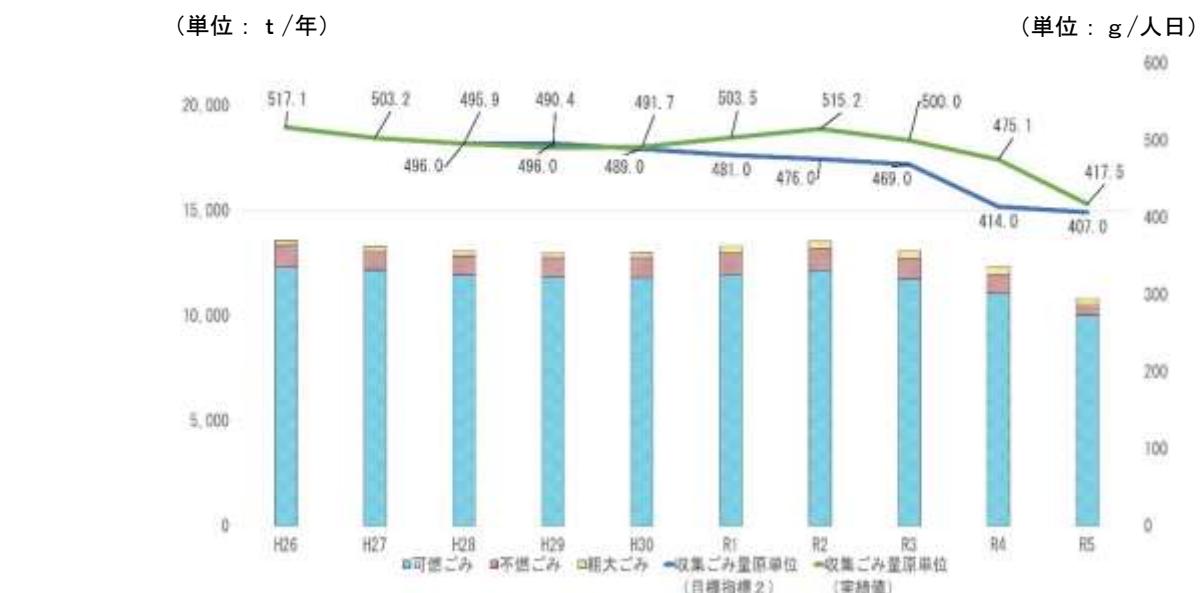
収集ごみ量は、平成26年度から平成29年度までは減少傾向にあり、その後、平成30年度から令和2年度までは増加しましたが、令和3年度からは再び減少傾向にあります。

市民1人1日当たりの収集ごみ量の推移についても、収集ごみ量と同様の傾向を示しています。

なお、令和4年10月の家庭ごみ有料化・戸別収集の開始に伴い、令和5年度の収集ごみ量と市民1人1日当たりの収集ごみ量は、それぞれ10,827tと417.5g／人日となっており、これまでと比較して大きく減少しています。

しかしながら、令和5年度の市民1人1日当たりの収集ごみ量は、前計画に定める目標指標の達成には至っておりません。

図2－3 収集ごみ量及び市民1人1日当たりの収集ごみ量の推移



収集ごみ量の推移 (単位: t/年)										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合 計	13,586	13,290	13,081	12,980	13,000	13,319	13,540	13,071	12,352	10,827
粗 大 ゴ ミ	248	220	239	233	258	346	365	368	388	326
不 燃 ゴ ミ	1,045	899	904	890	922	1,011	1,027	933	895	482
可 燃 ゴ ミ	12,293	12,171	11,938	11,857	11,820	11,962	12,148	11,770	11,069	10,019

市民1人1日当たりの収集ごみ量の推移 (単位: g/人日)										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収集ごみ量原単位 (目標指標2)			496.0	496.0	489.0	481.0	476.0	469.0	414.0	407.0
収集ごみ量原単位 (実績値)	517.1	503.2	495.9	490.4	491.7	503.5	515.2	500.0	475.1	417.5

※ 目標指標2は前計画で定める目標指標です。

イ 持込ごみ量の推移

持込ごみとは、小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込まれる廃棄物のこととで、主なものは事業系一般廃棄物となります。粗大ごみも持ち込まれます。

持込ごみ量は緩やかに増減を繰り返していましたが、令和元年度をピークにそれ以降は減少傾向にあります。

なお、令和3年度以降の粗大ごみと不燃ごみの持込ごみ量が少ないのは、小平・村山・大和衛生組合の新ごみ焼却施設整備事業に伴い、令和3年4月から粗大ごみや臨時に発生する事業系一般廃棄物の持込みを中止していることや、令和3年7月から事業系一般廃棄物の持込手数料を1kg当たり25円から38円に改定したことが主な要因と考えられます。

図2-4 持込ごみ量の推移

(単位:t/年)



(3) 資源回収量の推移

資源回収量とは、集積所から資源として収集した量に、集団回収量と粗大ごみ収集時に分別している鉄製粗大等を加えたものです。

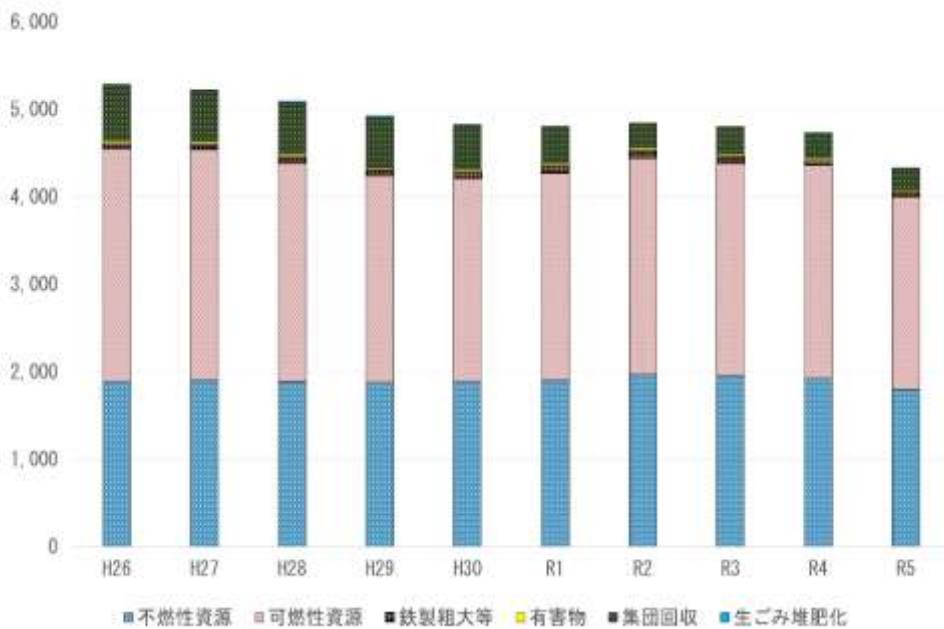
資源回収量は、平成26年度から令和元年度までは減少傾向にあり、その後、令和2年度は増加しましたが、令和3年度からは再び減少傾向にあります。

資源物については紙類の回収量が特に減少しており、スマートフォン等の電子媒体の普及を背景に新聞・雑誌離れの傾向にあることが減少の要因と考えられます。

また、自転車等の鉄製粗大も減少しており、リサイクルショップや本市が協定しているジモティーを活用したリユースを行う方が増えていることが要因の一つではないかと考えられます。

図2－5 資源回収量の推移

(単位:t/年)



資源回収量の推移

(単位:t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	5,283	5,219	5,089	4,922	4,824	4,805	4,840	4,798	4,731	4,332
生ごみ堆肥化	5	10	15	18	16	—	—	—	—	—
集団回収	638	579	590	565	492	420	278	309	294	265
有害物	27	28	27	25	27	25	28	27	27	22
鉄製粗大等	64	64	71	77	82	86	99	85	51	46
可燃性資源※1	2,663	2,639	2,496	2,361	2,326	2,373	2,470	2,426	2,435	2,199
不燃性資源※2	1,886	1,899	1,890	1,876	1,881	1,901	1,965	1,951	1,924	1,800

※1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

※2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ビン類・容プラ・ペットボトルなど

(注) 生ごみ堆肥化については、平成26年度からモデル事業を実施し、平成30年度に検証をした結果、事業を廃止しました。

平成30年6月からは生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」の実証実験を開始し、令和4年度に検証を行い、現在は、市ホームページで「ミニ・キエーロ」の作り方を公開及び生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」工作教室を実施し、生ごみ減量の啓発を行っています。

3 資源化状況

(1) 資源化量の推移

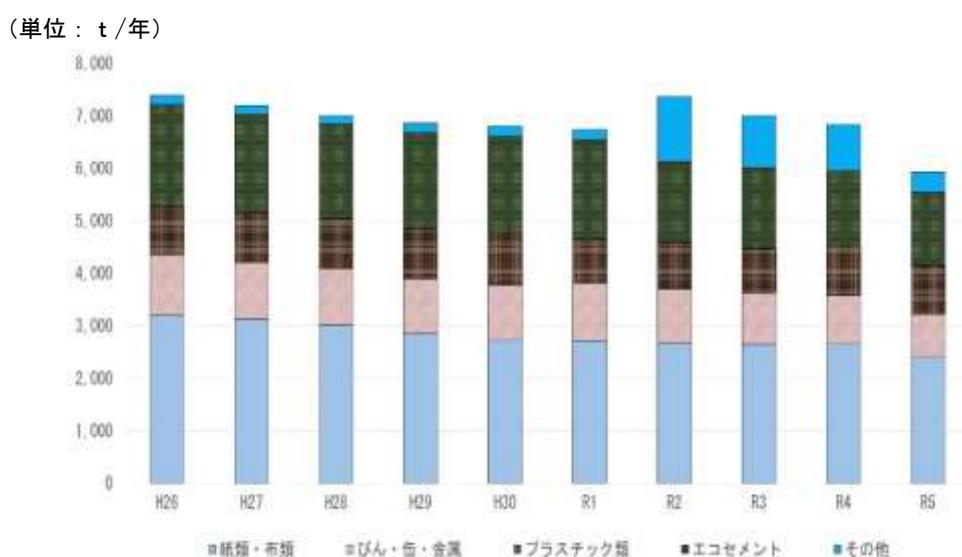
資源化量とは、排出場所等や回収拠点で資源として収集したものから異物(資源化できないもの)を除いて実際に資源化した量や、粗大ごみとして収集したものから資源化した鉄類など、実際に資源化した量に、中間処理施設で資源化した量及び集団回収量を加えたものです。

資源化量は、平成26年度から令和元年度までは減少傾向にあり、その後、令和2年度は増加しましたが、令和3年度からは再び減少傾向にあります。

令和2年度の資源化量が大きく増加した理由は令和2年4月から小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設が稼働したことに伴い、路盤材等にリサイクルされる不燃残渣の量が増加したことによるものです。

また、令和5年度の資源化量が著しく減少している理由は、令和4年10月からの家庭ごみ有料化に伴い、可燃ごみが減少し、エコセメントの材料となる焼却灰が減少したこと、不燃ごみが減少したことにより不燃残渣が減少したことが主な理由です。

図2-6 資源化量の推移



資源化量の推移

(単位:t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	7,390	7,196	7,003	6,860	6,806	6,740	7,372	7,005	6,835	5,931
その他	176	168	151	173	201	189	1,244	988	877	386
エコセメント	1,928	1,862	1,824	1,818	1,827	1,910	1,549	1,534	1,454	1,391
プラスチック類※	932	958	944	975	1,007	834	882	854	924	934
びん・缶・金属	1,149	1,074	1,071	1,046	1,047	1,087	1,017	977	919	810
紙類・布類	3,205	3,134	3,013	2,848	2,724	2,720	2,680	2,652	2,661	2,410

※ プラスチック類：容プラ・ペットボトル

(2) リサイクル率(資源化率)の推移

リサイクル率(資源化率)とは、資源化量を総排出量で除したものです。

エコセメントを含むリサイクル率は、平成26年度から令和元年度までは減少傾向にあり、その後、令和2年度に増加しましたが、令和3年度からは横ばい傾向にあります。

エコセメントを除くリサイクル率についても、エコセメントを含むリサイクル率と同様の傾向を示しています。

なお、令和4年10月からの家庭ごみ有料化及び戸別収集事業の開始により、ごみの総排出量は減少しているところですが、資源物の量についても紙類などが減少しているところであり、資源化率としては横ばいの状況が続いています。

図2-7 リサイクル率(資源化率)の推移(エコセメント含む)

(単位：%)

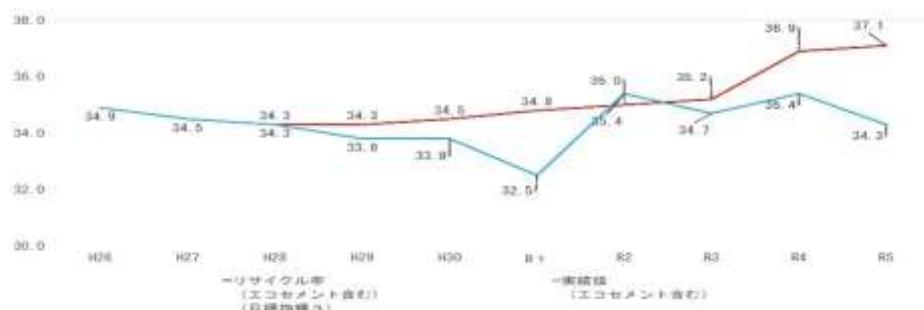
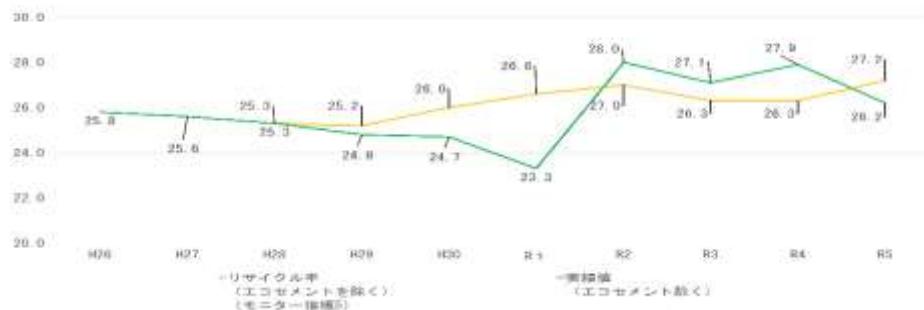


図2-8 リサイクル率(資源化率)の推移(エコセメント除く)

(単位：%)



リサイクル率(資源化率)の推移										(単位：%)	
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
リサイクル率 (エコセメント含む) (目標指標3)				34.3	34.3	34.5	34.8	35.0	35.2	36.9	37.1
実績値 (エコセメント含む)	34.9	34.5	34.3	33.8	33.8	32.5	35.4	34.7	35.4	34.3	
リサイクル率 (エコセメントを除く) (モニター指標5)			25.3	25.2	26.0	26.6	27.0	26.3	26.3	27.2	
実績値 (エコセメント除く)	25.8	25.6	25.3	24.8	24.7	23.3	28.0	27.1	27.9	26.2	

※ 目標指標3は前計画で定める目標指標です。

※ モニター指標5は前計画で定めるモニター指標です。

写真2-1 リサちゃん イクルくん(市のリサイクル推進キャラクター)



4 中間処理

(1) 小平・村山・大和衛生組合

本市の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理は、小平市・東大和市を含め3市で構成する小平・村山・大和衛生組合において共同で行われています。

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却され、不燃ごみ及び粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理されています。

しかしながら、ごみ処理施設は老朽化が進んでいるため、現在、小平・村山・大和衛生組合では3市共同で施設の整備を進めています。

「資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）」については、平成31年4月から稼働し、容プラ及びペットボトルを受け入れ、各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。

「不燃・粗大ごみ処理施設」については、令和2年4月から稼働し、家庭などから出る不燃ごみ及び粗大ごみの受け入れ、処理を行っています。

また、「(仮称)新ごみ焼却施設」については、令和7年度の稼働を目指し、現在、工事を進めている状況です。

新たに建設する新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、従来の処理能力（360t/日）よりもコンパクトな規模（236t/日）を予定しています。

なお、ごみ焼却施設の整備期間中は、組合におけるごみの処理能力が低下することから、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、令和3年度以降、小平・村山・大和衛生組合と西多摩衛生組合との間で「可燃ごみ焼却処理等委託契約」を締結し、西多摩衛生組合において可燃ごみの一部の受け入れ及び処理を行っています。

写真2-2

小平・村山・大和衛生組合（仮称）
新ごみ焼却施設イメージ図



表2－2 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設の概要

区分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設（4・5号炉）
所在地	小平市中島町2番1号
建設年月	4・5号炉：昭和61年11月
炉型式	全連続燃焼方式
処理方法	ストー式
処理能力	4・5号炉（105t／日×2炉）
余熱利用	足湯施設（こもれびの足湯施設、平成19年3月竣工）
冷却方式	水噴射
通風方式	強制（平衡）
除塵方式	バグフィルタ
煙突高	4・5号炉（地上高100m）

表2－3 小平・村山・大和衛生組合資源中間処理施設の概要

区分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設 (愛称：エコプラザ スリーハーモニー)
所在地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
建設年月	平成31年4月
施設の種類	容器包装リサイクル推進施設
処理能力	容プラ：17t／5時間 ペットボトル：6t／5時間
処理対象物	容プラ及びペットボトル

表2－4 小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設（新）
所在地	小平市中島町2番1号
建設年月	令和2年3月
施設の種類	マテリアルリサイクル施設
破碎型式	二軸せん断式破碎機、縦型高速回転破碎機
処理能力	28t／5時間
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ
選別内容	不燃・粗大・鉄・アルミ

※ 選別内容については、機械により自動選別することが可能なものを掲載しました。

(2) 武蔵村山資源リサイクルセンター

昭和53年に民間によるリサイクルセンターを開設し、平成3年に移転・拡充し、平成13年には容プラ類の分別収集に対応するため、施設改修を行い現在に至っています。リサイクルセンターでは、収集されたライター・びん・有害物、缶・金属を受け入れ、施設で選別し、適正な処理を行っています。

なお、容プラ・ペットボトルについては、平成31年4月から稼働している小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）において処理しています。

表2－5 武蔵村山資源リサイクルセンターの概要

区分	内 容
施設名称	武蔵村山資源リサイクルセンター
所在地	武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1
使用開始年月	平成3年10月
改修年月	平成13年11月
設備内容及び 処理能力	選別設備（処理能力20t／日） 破袋機（処理能力28t／日） 磁選機（処理能力4.97t／日） アルミ選別機（処理能力1.19t／日） ペットボトル減容器（処理能力2.1t／日）

写真2－3

武蔵村山資源リサイクルセンター



5 最終処分

(1) 東京たま広域資源循環組合

小平・村山・大和衛生組合の焼却灰は、多摩25市1町で構成している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)に搬入しています。

搬入した焼却灰は、エコセメントの原料として全量再利用し、現在のところ埋立処理は行っていません。

また、破碎不燃物の搬入については、平成29年度まで埋立処理を行っていましたが、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。

東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント事業については、エコセメント化施設運営委託が令和7年度末をもって終了することとなっていますが、今後の見通しとしては、令和8年度以降についても大規模修繕を行い、事業を継続する方向となっています。

表2-6 ニツ塚廃棄物広域処分場の概要

区分	内 容
施設名称	ニツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	用地面積 約59.1ha
	開発面積 約33.3ha (埋立地18.4ha、管理施設等14.9ha)
	残存緑地面積 約25.8ha
埋立容量	全体埋立容量 約370万m ³
	廃棄物埋立容量 約250万m ³
	覆土容量 約120万m ³
建設年度	第1期 着工：平成7年度
	第2期 着工：平成12年度
埋立期間	当初 平成10年から16年間の予定
	エコセメント化後 30年以上延長予定

表2-7 エコセメント化施設の概要

区分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場内)
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却灰等の処理能力 約300t(日平均)
生産能力	エコセメント生産量 約430t(日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみ焼却処理場施設から排出される焼却灰及びニツ塚廃棄物広域処分場に分割埋立された焼却灰等

写真2-4 ニツ塚廃棄物広域処分場

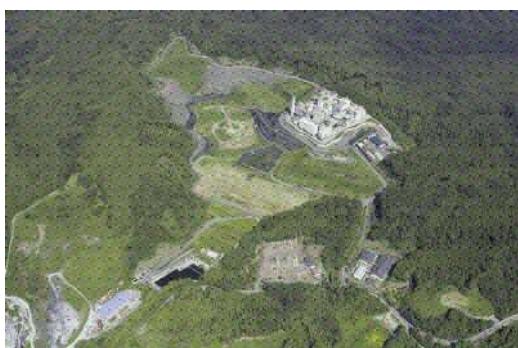


写真2-5 エコセメント化施設

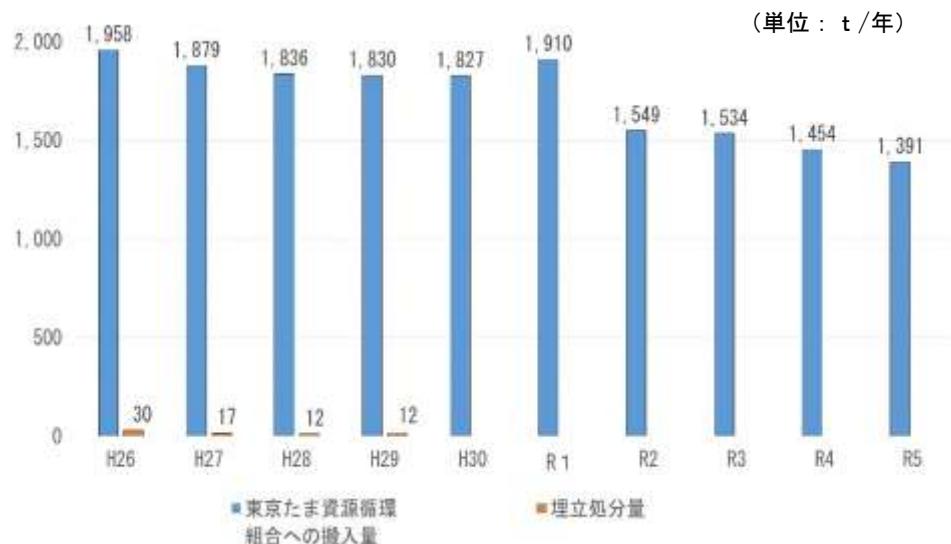


(2) 最終処分量の推移

東京たま広域資源循環組合への搬入量は、平成26年度の1,958tから令和5年度には1,391tと減少しています。

なお、埋立処分量が平成30年度から0tなのは、埋立対象となる破碎不燃物を民間施設で全量リサイクルしていることによります。

図2-9 最終処分量の推移



項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
東京たま資源循環組合への搬入量	1,958	1,879	1,836	1,830	1,827	1,910	1,549	1,534	1,454	1,391
埋立処分量	30	17	12	12	0	0	0	0	0	0

※ 「埋立処分量」は「東京たま資源循環組合への搬入量」の内数である。

6 廃棄物処理経費

廃棄物処理経費は、平成26年度以降増加傾向にあり、平成26年度の11億3,063千円から令和5年度には15億9,751千円に増加しています。

令和5年度の処理経費を項目別に見ると、中間処理経費が40%で最も多く、次いで、塵芥収集運搬経費が33%で、最終処分経費が10%の順です。

中間処分経費は、平成26年度以降増加傾向にあります。その主な増加要因は、小平・村山・大和衛生組合の施設整備に伴う負担額の増加です。

塵芥収集運搬経費は、令和4年度に大幅に増加しています。その主な要因は、戸別収集に係る経費の増加です。

また、その他の経費についても、令和4年度に大幅に増加していますが、その主な要因は、令和4年10月に実施した家庭ごみ有料化に伴う指定収集袋の製造・管理等に係る経費の増加です。

図2-10 廃棄物処理経費の推移

(単位：千円)

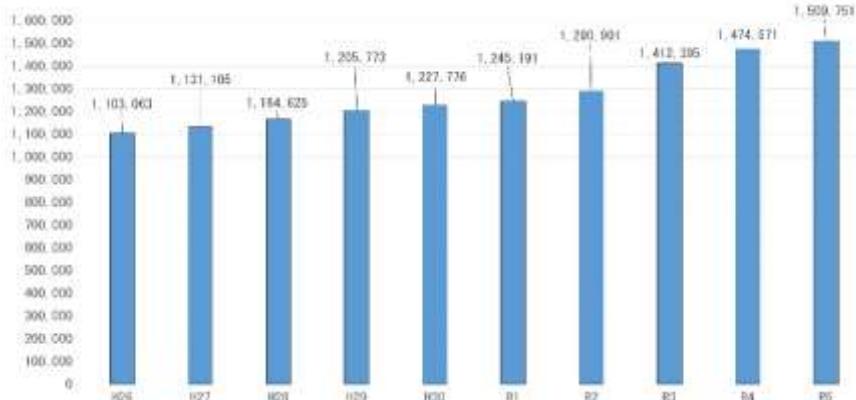


図2-11 項目ごとの廃棄物処理経費の推移

(単位：千円)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
塵芥収集運搬経費※1	369,915	369,894	378,686	386,734	389,012	397,134	402,804	404,455	442,834	494,533 (33%)
リサイクル事業経費※2	127,376	128,148	129,369	129,975	129,887	129,231	130,425	127,662	105,015	81,319 (5%)
中間処理経費※3	318,132	338,435	352,130	382,196	402,073	421,247	478,523	613,651	571,679	603,477 (40%)
最終処分経費※4	215,341	209,032	208,132	208,069	204,388	204,951	187,196	173,054	156,362	158,752 (10%)
人件費※5	45,421	56,252	58,239	62,946	62,939	63,206	65,364	67,129	76,642	69,553 (5%)
その他の経費※6	26,878	29,344	38,069	35,853	39,477	29,422	26,589	26,444	122,039	102,117 (7%)
合計	1,103,063	1,131,105	1,164,625	1,205,773	1,227,776	1,245,191	1,290,901	1,412,395	1,474,571	1,509,751 (100%)

※1 塵芥収集運搬経費：塵芥収集運搬委託料及び粗大ごみ資源分別処理委託料の合計

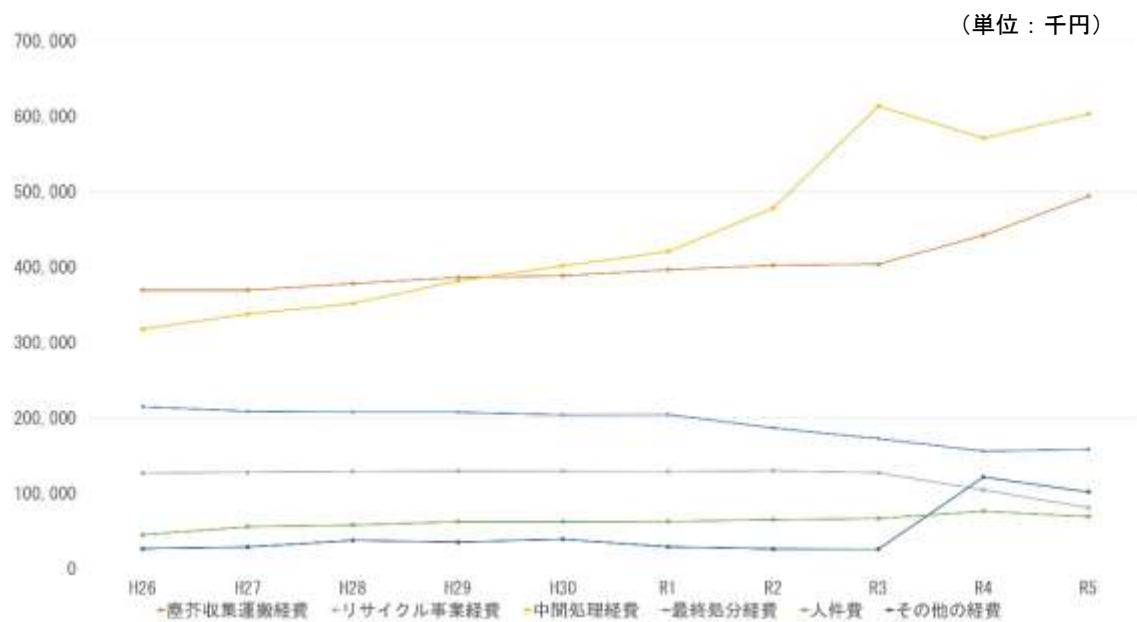
※2 リサイクル事業経費：廃棄物資源分別事業委託料

※3 中間処理経費：小平・村山・大和衛生組合負担金

※4 最終処分経費：東京たま広域資源循環組合負担金

※5 人件費：清掃事業に係る職員の給料などの経費

※6 その他の経費：上記以外の経費



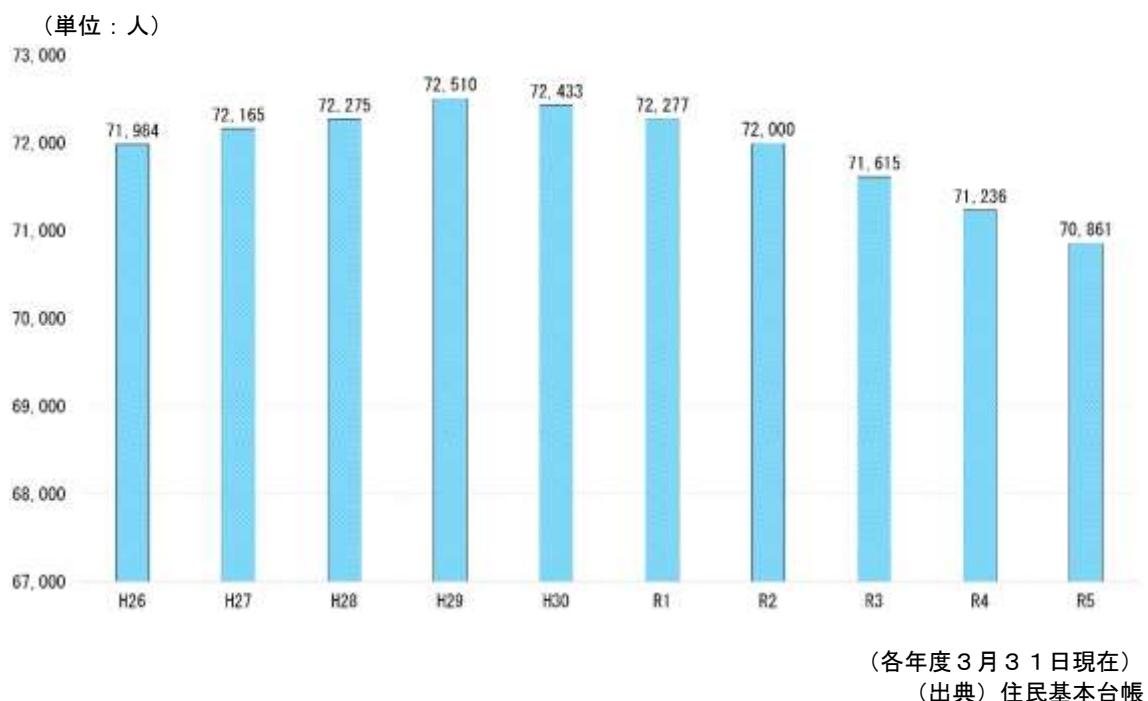
第3章 計画策定の課題

1 地域特性に関する留意事項

(1) 人口

人口は、平成26年度から平成29年度までは増加傾向にあり、平成26年度の71,984人から、平成29年度は72,510人に増えましたが、平成30年度からは減少傾向となり、令和5年度には70,861人となっています。将来の人口の増減に留意し、市民から排出されたごみ・資源を適正に収集・処理できる体制を整えておく必要があります。

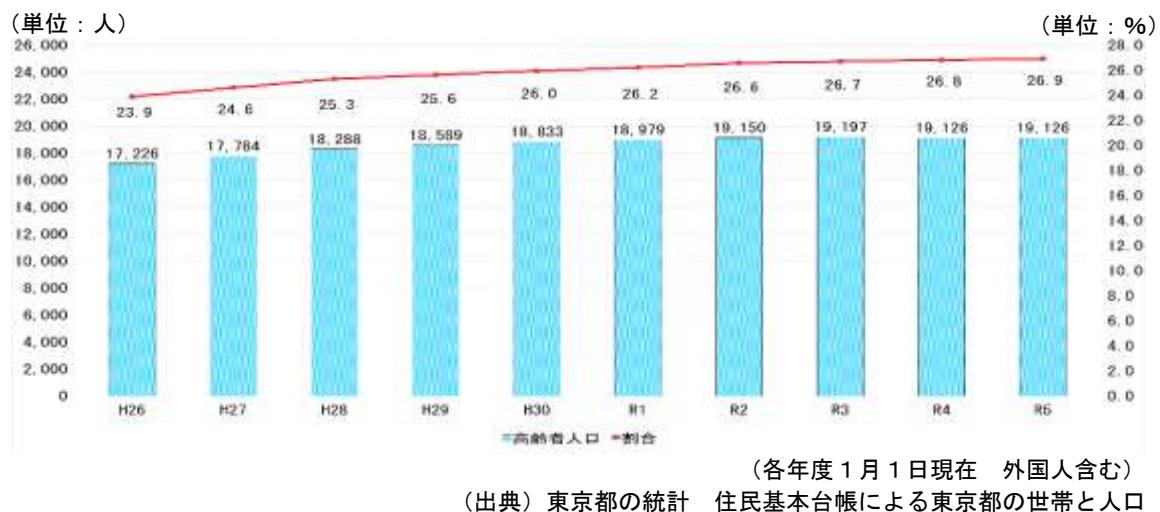
図3－1 人口の推移



(2) 高齢者人口の増加

年齢65歳以上の高齢者人口は、平成26年度以降増加傾向にありました。令和3年度をピークに横ばい傾向となり、平成26年度の17,226人から令和5年度には19,126人となっています。人口に占める割合も同様の傾向となり、平成26年度の23.9%から令和5年度には26.9%へとなっています。今後も、高齢者の増加が予想されることから、ごみ出しが困難な高齢者世帯へのサポートなど、高齢者が安心して暮らせるような仕組みを整備する必要があります。

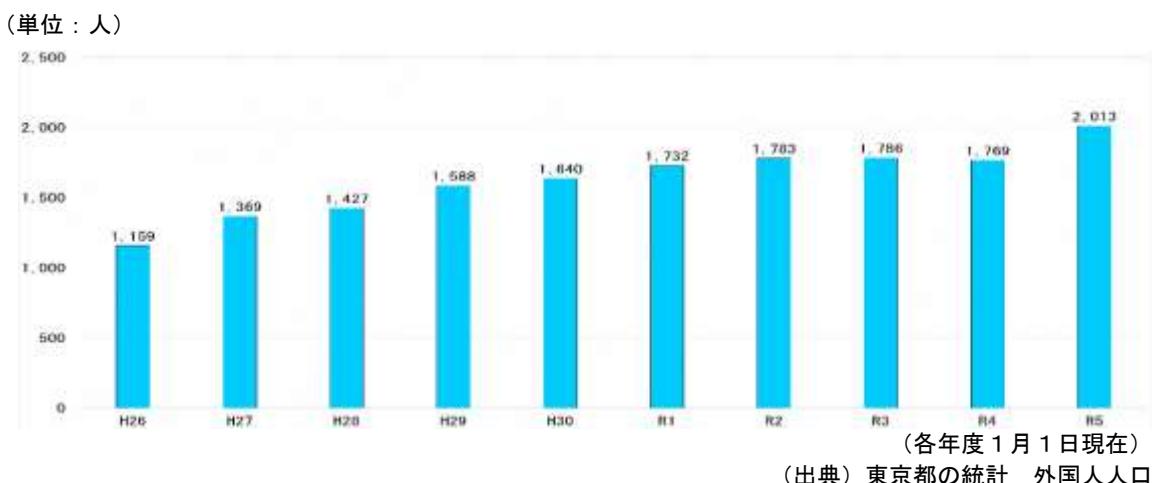
図3－2 高齢者人口と割合の推移



(3) 外国人口の増加

外国人人口は平成26年度の1,159人から令和3年度まで増加傾向にあり、令和4年度に減少後、令和5年度には再び増加し、2,013人となっています。ごみ・資源の分別ルールやごみ集積所への排出ルールについて、日本語以外の言語による情報伝達を行う必要があります。

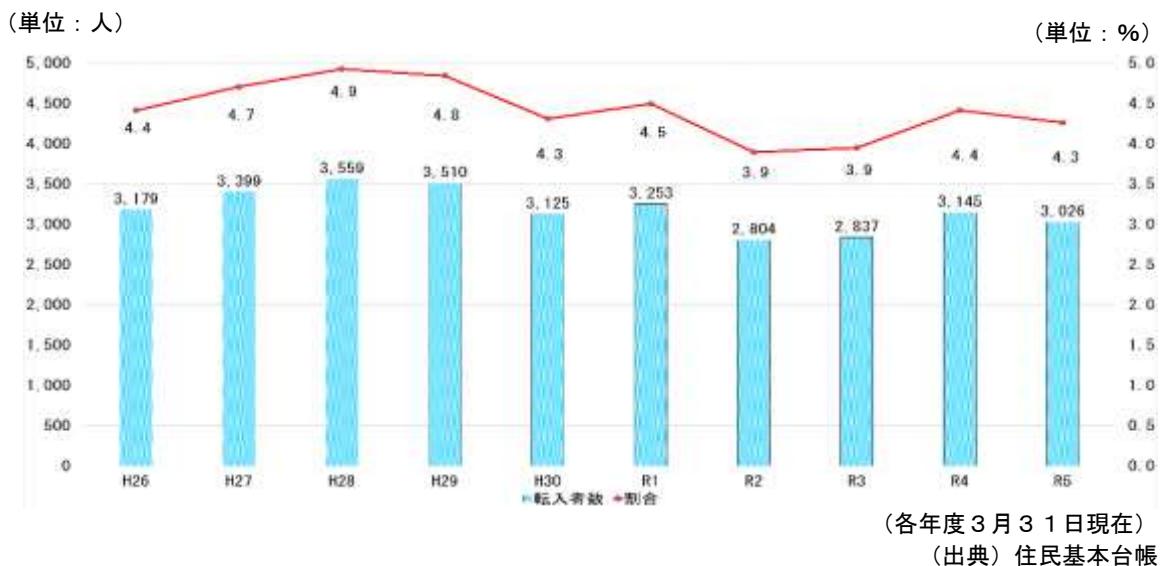
図3－3 外国人口の推移



(4) 転入者への対応

転入者数は2,000人台から3,000人台で推移しています。転入者に対して、本市のごみ・資源の分別・排出ルールについて理解を得るため、転入手続きの窓口や集合住宅の管理会社等を通じたルールの伝達を行う必要があります。

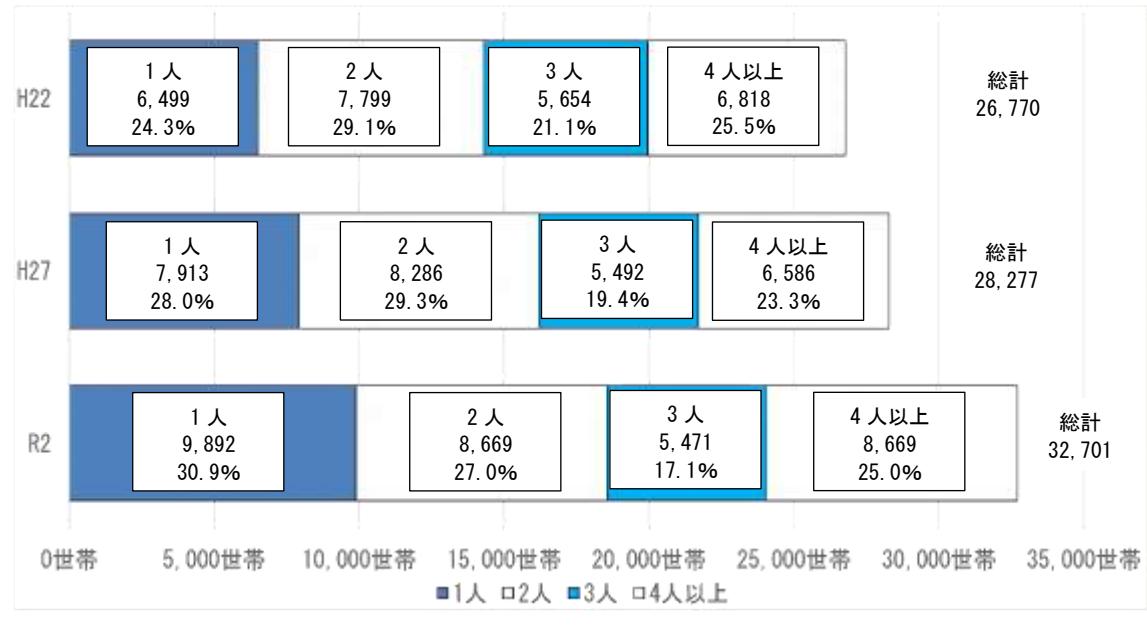
図3－4 転入者数の推移



(5) 単身世帯の増加

1人世帯数は、平成22年度の6,499世帯から令和2年度には9,892世帯へと増加しています。1人世帯には、単身で居住する高齢者やワンルームマンション等に居住する若年単身者、外国人留学生や研修生等が見受けられます。

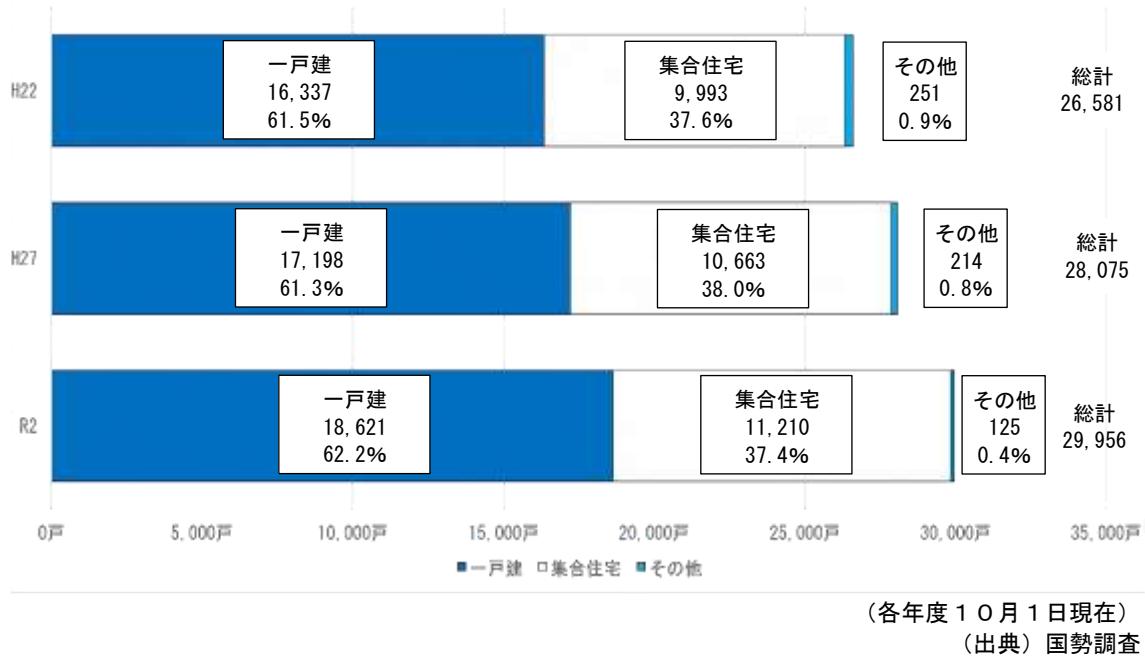
図3－5 家族人数別の世帯数の推移



(6) 住居形態の変化

一戸建は平成22年度の16,337戸から令和2年度には18,621戸へと増加しています。

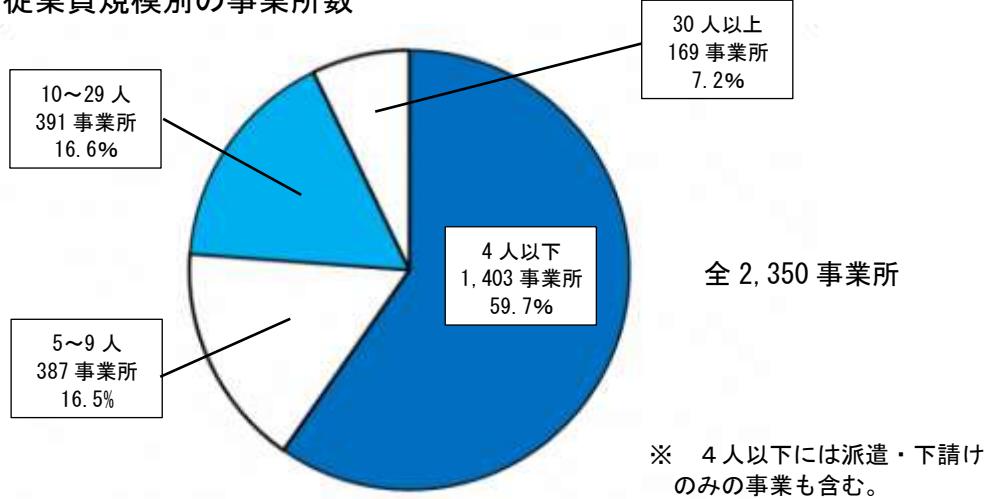
図3－6 住居形態の推移



(7) 小規模事業所対策

本市の事業所の約3／4が従業員10人未満の事業所です。事業所から排出されるごみについては自己処理が原則ですが、多くの事業所は市の収集にごみを排出していると考えられることから、資源・ごみの分別ルールを遵守させるような普及啓発が必要です。また、日量10kg以上を排出する事業所については、廃棄物処理業者への委託に移行するよう働きかける必要があります。

図3－7 従業員規模別の事業所数



2 前計画の基本的な施策の実施状況

平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの基本的な施策の実施状況を取りまとめました。

なお、実施状況を明らかにするために、実施度合いに応じて次のように評価しました。

- A・・・・・・実施内容が達成基準を上回るもの
- B・・・・・・実施内容が達成基準と同水準のもの
- C・・・・・・実施内容が達成基準を下回るもの
- D・・・・・・目標の達成に向けた取り組みが開始されていないものや実施の見送り、変更等により、上記の区分に該当しないもの

(1) 基本方針1

リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

ア 3つのRの促進に関する普及啓発

基本的な施策	実施状況	評価
・3つのRを実践する意義と必要性	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報、ホームページ及び環境フェスタにおける呼びかけ等により市民等に対し3Rの普及啓発を行っています。	B
・過剰包装の抑制	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。 このうち小売店である「ごみ減量協力店」9店舗において簡易包装への取組を実施しています。	B
・再利用できる商品の利用	株式会社ジモティーでは協定に基づき、ジモティーを活用した不用品の譲渡及び再活用を促進し、リユースを実施しています。	B

イ レジ袋の削減

・マイバッグ持参の普及啓発 ・販売店への要請	毎年10月にマイバッグキャンペーンを実施し、市報及びホームページへの掲載、各公共施設、指定収集袋等取扱店、レジ袋の削減協力店でのポスター掲示により、市民等に対し、レジ袋の削減等の啓発を行っています。	B
---------------------------	---	---

ウ 生ごみの減量

・食品ロス削減のための普及啓発	消費者庁が実施している毎年10月を「食品ロス月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」としており、市報等で市民等に対し普及啓発を行っています。	B
・フードドライブの実施	毎月第3週を「フードドライブウイーク」とし、市役所の窓口で不要な食品等を受け付け、子ども食堂及び武蔵村山市社会福祉協議会へ寄付を行っています。	B
・飲食店への働きかけ	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。 このうち飲食店である「食べきり協力店」2店舗において食品ロス削減への取組を実施しています。	B
・水切りの徹底	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報、ホームページ及び環境フェスタにおける呼びかけ等により、市民等に対し、可燃ごみを出す際の生ごみの水切りについて周知及び啓発を行っています。	B
・生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発	可燃ごみの中で多くの割合を占める生ごみの減量を目的として、生ごみ処理機器の購入費の一部を補助しています。	B

エ 製造・販売事業者への要請

・再使用容器などの利用の促進	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」のうち6店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。	B
・市民に対する販売事業者の取組の周知	「武蔵村山市エコショップ」については、ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対し、認定店舗及び取組内容を周知しています。	B

エ 製造・販売事業者への要請（続き）

・国や都を通じた製造事業者への要請	東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「拡大生産者責任の強化」について要望を行っています。	B
-------------------	--	---

オ 家庭ごみ有料化の導入

・家庭ごみ有料化の導入に向けた課題などの検討	令和元年度から令和3年度にかけて、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会において検討を行いました。また、令和2年2月には「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しました。その後、市民説明会及びパブリックコメントを経て令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定しています。	B
・市民への説明	令和2年4月から同年9月にかけて、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」に関する市民説明会を実施し、同年11月から12月にかけては、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」に関する市民説明会及びパブリックコメントを実施しました。また、令和3年4月から7月にかけては、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（案）」に関する市民説明会を実施しています。	B
・家庭ごみ有料化の実施	令和4年10月に家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始しました。その結果、家庭ごみ有料化翌年度（令和5年度）の排出物原単位は、目標指標を達成しています。	A

(2) 基本方針 2

リサイクル(資源化)の推進

ア 分別の周知

<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの必要性 ・分別区分 ・排出方法 	<p>ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌 Let's Recycle、市報及びホームページにおいて市民等に対し、リサイクルの方法及び必要性等の啓発を行っています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルされたものの再利用方法や効果 	<p>平成30年度から小平・村山・大和衛生組合での破碎処理において発生した不燃残渣は、民間処理施設で路盤材等として全量リサイクルしています。 なお、令和2年4月からは、小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設が稼働したことにより、不燃残渣のリサイクルできる量が増加しています。</p>	B

イ 資源回収の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収奨励金制度の拡充 	<p>資源回収奨励金制度は、登録団体数が減少傾向にあることから、令和3年度に登録団体の要件を20世帯以上から5世帯以上に緩和しています。 しかしながら、資源回収量は減少傾向にあり、特に紙類の回収量が減少していることから、スマートフォン等の電子媒体の普及等を背景とした新聞・雑誌離れも要因の一つと考えています。</p>	C
<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の拡充 	<p>令和4年10月から家庭ごみの有料化及び戸別収集を実施したことに伴い、不法投棄の増加が懸念されることから、発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収を廃止し、現在は、乾電池、使用済小型電子機器及び使用済インクカートリッジの拠点回収のみを行っています。</p>	B

イ 資源回収の充実（続き）

<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化モデル事業の検証 	<p>生ごみ堆肥化モデル事業は、平成26年度から実施し、効果を検証した結果、①堆肥化処理は、燃やせるごみで処理する際と比較し、約10倍の経費がかかること、②全市展開すると、現在の生ごみ堆肥化施設では対応が困難であること、③家庭ごみ有料化の際、全市展開できなければ、市民の公平性が保てないこと、この3点の課題から事業を廃止しました。</p> <p>その後、経費を抑制し、かつ、市民の公平性を確保できる減量施策として、生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」モニター事業を令和元年度から令和3年度まで実施し、検証した結果、①仮に市内の全世帯で実施した場合、総ごみ量の約5%が減量される見込みであること、②安価な導入費用で気軽に取り組むことができること、③小型で集合住宅でもベランダ等で実施できるなど全市展開が容易であること、などの結果となりました。</p> <p>なお、この検証結果を受け、現在はミニ・キエーロの普及啓発を行っています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・資源化品目の拡大 	<p>海洋プラスチック問題、気候変動問題等、地球規模での環境問題が懸念されていることから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、国は令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、市町村に対して、これまでの容プラに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化することを努力義務としました。</p> <p>このため、本市においてもプラスチックの資源化について検討を行う必要があります。</p>	D
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進 	<p>平成27年10月にリネットジャパン株式会社と使用済小型電子機器資源化の促進を目的とした連携と協力に関する協定を締結し、宅配回収を行っています。</p> <p>拠点回収ボックスで回収した使用済小型電子機器は、民間事業者による買取後、再資源化を行っています。</p>	B

イ 資源回収の充実（続き）

<ul style="list-style-type: none"> ・3市及び小平・村山・大和衛生組合にて分別方式の統一 	<p>平成31年4月に稼働した小平・村山・大和衛生組合の資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）では、容プラ及びペットボトルを受け入れ、各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。</p> <p>本市では、容プラ及びペットボトルについては、リサイクルセンターに搬入し、分別後、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）に搬入し、処理を行っていましたが、令和4年10月の家庭ごみ有料化後は、容プラ及びペットボトルの収集を分別回収に変更し、直接、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）に搬入しています。</p>	B
--	--	---

ウ 排出事業者への要請

<ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物の排出状況の把握 	<p>毎年事業系一般廃棄物の搬入事業者の積載物の展開調査を実施し、事業系廃棄物の排出状況の把握に努めるとともに、排出方法の指導を行っています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所への指導 	<p>3,000 m²以上の大規模事業所に対し、廃棄物の排出計画及び排出実績報告の提出を求め、計画的な廃棄物の排出について指導を行っています。</p>	B

エ 販売事業者への要請

<ul style="list-style-type: none"> ・再使用容器などの利用の促進 	<p>ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」9店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。</p>	B
--	--	---

オ 再生品の利用の促進

・再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌 Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対し、リサイクルの方法及び必要性等について情報提供を行っています。	B
・再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発	ごみの減量化、資源化並びに食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を「武蔵村山エコショップ」として認定しています。小売店である「ごみ減量協力店」9店舗において資源物の店頭回収への取組を実施しています。	B

カ 資源物抜取り防止

・パトロールの強化	2週間に1度市内で古紙等を回収する水曜日に、市の担当者が市内における古紙持ち去り防止パトロールを行い、古紙の持ち去り防止に努めています。特に、市民等から古紙を抜取り又は持ち去る不審者の通報を受けた地域を重点地域としてパトロールを行っています。	B
・警察との連携	市民からの通報を受け、東大和警察署と連携し、古紙を抜き取り又は持ち去る不審者の捜索を行っています。	B

(3) 基本方針 3

適正処理の推進

ア 適正排出の推進

・廃棄物減量等推進員による指導	地域における定期清掃を率先して促すとともに、クリーン作戦や環境フェスタなどの事業においては、地域の方々や来場者に対して、ごみの分別方法やごみの排出方法等を指導します。	B
-----------------	---	---

ア 適正排出の推進（続き）

・収集現場での警告シールの貼付	市の委託する廃棄物収集運搬事業者により、分別が不十分なごみの排出又は異なる方法でのごみの排出が確認できた際に、ごみを収集せずに警告シールを貼り、適正なごみの排出を促しています。	B
・集積所における排出指導	市民及び廃棄物収集運搬事業者からごみの排出が不適切である集積所に関する情報提供を受けた場合に、市の担当者が現地の状況を確認し、指導を行います。	B
・集積所の美化	管理が不適切な集積所等が見受けられた際に、利用者等に対し集積所の美化に努めるよう指導を行っています。	B
・集合住宅の管理者に対する排出指導	管理が不適切な集合住宅の集積所等が見受けられた際に、管理会社や所有者等を通じて集積所の美化に努めるよう指導を行っています。	B
・一定規模以上の開発への保管場所設置の義務付け	集合住宅等の建設の際に、入居者数に応じた集積所の設置を求めています。	B

イ 事業系ごみの適正排出の徹底

・一般廃棄物処理業者への委託の促進	事業活動に伴って排出されたごみの処理責任は排出事業者にあることから、事業系一般廃棄物を日量10kg以上排出する事業者に対しては、排出実績や収集事業者からの連絡に応じて指導を行っています。	B
・指定収集袋での排出徹底	事業系一般廃棄物用指定収集袋以外の袋で事業系一般廃棄物の排出が見受けられた際には、廃棄物収集運搬事業者による警告シールの添付を行い、必要に応じて、市の担当が排出方法の指導を行います。	B
・事業系ごみ処理手数料の適正化	受益と負担の適正化を図るため、令和3年7月から事業系一般廃棄物の持込手数料を1kg当たり25円から38円に変更しました。	B

イ 事業系ごみの適正排出の徹底（続き）

・小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施	毎年、事業系一般廃棄物の搬入事業者の積載物の展開調査を実施し、事業系廃棄物の排出状況の把握に努めるとともに、排出方法の指導を行っています。	B
----------------------------	---	---

ウ 適正な収集体制の維持

・高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討	高齢者・障がい者世帯のごみ出しの支援等については、ごみ出しヘルパーの活用や、就労継続支援事業所によるごみ出し支援の活用などを行っています。	B
・戸別収集の検討	令和2年2月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定し、その後、市民説明会及びパブリックコメントを経て、令和3年10月に「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定しています。 なお、戸別収集は、令和4年10月に家庭ごみ有料化と同時に実施しています。	B
・委託業者への要請	収集車の排ガスなどによる市民への影響を最小限にするため、廃棄物収集運搬事業者に対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づく車両の使用等を求めています。	B

エ 処理困難物への対応

・事業者による回収の周知	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対して、市で収集ができない家電リサイクル法対象物等の処分方法について、周知を行っています。	B
・市で収集しない廃棄物の処理ルートの紹介	ごみ分別カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ分別アプリ、ごみ情報誌Let's Recycle、市報及びホームページで、市民等に対し、市で収集ができない家電リサイクル法対象物等の処分方法について、周知を行うとともに、電話での問い合わせの際には、専門業者の紹介を行っています。	B

エ 处理困難物への対応（続き）

・国や都を通じた要請	東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「処理困難物への対応」について要望を行っています。	B
------------	---	---

オ 不法投棄対策

・市民・事業者への意識啓発	市民等への不法投棄防止を呼びかけるため、不法投棄防止看板の作成及び設置並びに市民への配布を行っています。 また、収集運搬事業者への委託により、週2回不法投棄防止パトロールを実施しています。	B
・不法投棄対策の検討	多摩湖外周道路周辺における不法投棄の防止方法については、東大和市及び東大和警察署と連携し、引き続き対策の検討を行います。	C

カ 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

・小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）については、平成31年4月から稼働し、容プラ及びペットボトルを受け入れ、各工程を経て圧縮梱包し、リサイクル業者に引き渡しをしています。	B
---------------------------	---	---

キ 不燃・粗大ごみ処理施設の整備

・不燃・粗大ごみ処理施設の整備	小平・村山・大和衛生組合の「不燃・粗大ごみ処理施設」については、令和2年4月から稼働し、家庭などから出る不燃ごみ及び粗大ごみの受け入れ、処理を行っています。	B
・不燃・粗大ごみ処理施設における資源化の検討	小平・村山・大和衛生組合の「不燃・粗大ごみ処理施設」においては、不燃・粗大・鉄・アルミについて自動選別を行い、自動選別が難しい廃棄物については手作業で可能な限り資源物の回収に努めています。	B

ク (仮称) 新ごみ焼却施設の整備

・施設規模の適正化	(仮称) 新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、従来の処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)を予定しています。	B
・余熱利用設備の設置	ごみの焼却により発生した熱エネルギーを効率的に回収して発電やこもれびの足湯に有効利用する予定です。 なお、発電した電力の一部は、小平市、東大和市及び本市へ供給し、地産地消を行う予定です。	B
・環境への配慮	最新の技術を組み合わせた設備により、ごみと排ガスの処理を行うとともに、騒音、振動及び悪臭の発生防止に十分配慮した、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設とする予定です。	B

ケ リサイクル施設の検討

・リサイクル施設の検討	リサイクルセンターでは、収集されたライター・びん・有害物、缶・金属を受け入れ、施設で選別し、適正な処理を行っています。	B
-------------	---	---

コ 最終処分量の削減

・不燃残さ埋立ゼロの実現	不燃残さについては、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。そのため、現在のところ埋立処理は行っていません。	B
・東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減	東京たま広域資源循環組合への搬入量は、平成28年度の1,836tから令和5年度には1,391tと減少しています。 破碎不燃物の搬入については、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度から民間処理施設において全量リサイクルを行っています。	B

サ 災害時の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 	<p>本市においては、平成31年3月に武蔵村山市災害廃棄物処理計画を策定しています。</p> <p>しかしながら、令和5年9月に東京都災害廃棄物処理計画が改訂されたことから、都計画と整合性を図るため、武蔵村山市災害廃棄物処理計画においても改訂を行う必要があります。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携 ・都・他自治体との連携 	<p>災害時における廃棄物の適正な収集運搬・処理体制を確保するため、廃棄物収集運搬事業者、他自治体、他一部事務組合等と協定を結ぶことについて、検討する必要があります。</p> <p>また、市は武蔵村山市清掃事業協同組合と災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結していますが、迅速な対応を行う必要があることから、発災した際の具体的な協力内容等について、マニュアル等の整備を行う必要があります。</p>	C

(4) 基本方針4
市民・事業者・市の協働

ア 普及啓発手法の活用

<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ情報誌 	<p>市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更等の情報を効果的に提供するために、ごみ情報誌 Let's Recycle を発行し、併せてホームページでも公表しています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・市報 	<p>市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更等の情報を提供しています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ 	<p>市民等に対し、市のごみ処理状況、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施等の情報を提供しています。</p>	B

ア 普及啓発手法の活用（続き）

・ごみ分別アプリ	市民等に対し、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施、粗大ごみの出し方、廃棄物処理手数料等の情報を提供しています。	B
・フェイスブック・ツイッター	市民等に対し、家庭ごみ有料化・戸別収集事業の開始、家庭ごみ有料化等の効果、ごみの分別・排出方法の変更、フードドライブの実施、粗大ごみの出し方、廃棄物処理手数料、クリーン作戦・環境フェスタの実施等の情報を提供しています。	B
・イベント	<p>毎年、廃棄物減量等推進員（クリーンボランティア）、地域の自治体、青少年対策本部及び小・中学校PTA等との連携により、クリーン作戦を実施するとともに、村山デエダラまつりと併せて環境フェスタを実施しています。</p> <p>また、毎月第3週にフードドライブを実施しています。</p>	B

イ 市民・事業者・市の双方向の情報交換

・廃棄物減量等推進審議会の運営	市の廃棄物施策の実施に当たり、廃棄物減量等推進審議会を開催し、新たな施策の検討及び計画の見直し等を行っています。	B
・廃棄物減量等推進員との意見交換	毎年、廃棄物減量等推進員（クリーンボランティア）と連絡会を開催し、地域の清掃及び美化を推進するための方策や課題について意見交換を行っています。	B
・市民・事業者とのネットワークづくりの検討	<p>武蔵村山市ボランティアシール交付団体や資源回収団体等の方々、また、市とリユースの協定を締結している事業者等とは個々に協力をしています。</p> <p>しかしながら、ネットワークの構築には至っていない状況から、引き続きネットワークづくりの検討を行う必要があります。</p>	C

ウ 環境教育・学習の実施

・ 小学校4年生を対象とした副読本の作成	市内小学校の4年生を対象に、ごみに関する小冊子を作成し、ごみの減量や資源化の推進に関する知識の醸成を図っています。	B
・ 出前講座	市内の自治会等からの要請を受け、ごみの分別及び排出方法や、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施によるごみの減量効果等についての出前講座を実施しています。	B
・ 環境フェスタの実施	村山デエダラまつりと併せて環境フェスタを実施し、4Rの推進、ごみの減量化及び環境への配慮等について啓発を行っています。	B
・ 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究	環境学習プログラムの充実に向けた調査研究方法については、検討結果の取りまとめには至っていません。引き続き調査研究を行います。	C
・ 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討	市民等による、ごみ処理及びごみの減量等に関する関心を高めるため、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場及びエコセメント製造施設の見学会を行っています。 また、生ごみ減量への意識高揚につなげるため、一般世帯や子ども向けに「ミニ・キエーロ工作教室」を実施しています。	B
・ 環境啓発機能(プラザ機能)の検討	環境啓発機能(プラザ機能)については、検討結果の取りまとめには至っていません。引き続き、検討を行います。	C

エ 国・都・他自治体などとの連携

<ul style="list-style-type: none"> ・小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携 	<p>小平・村山・大和衛生組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の処理のほか、資源物中間処理施設（愛称：エコプラザスリーハーモニー）では、容プラ及びペットボトルについて、各工程を経て圧縮梱包し、業者に引き渡し、リサイクルしています。</p> <p>今後も、必要に応じて、廃棄物の処理及び資源のリサイクルについて小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携を行います。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・国や都、他自治体との連携 	<p>東京都市町村清掃協議会において各市における課題とその対策等について意見交換を行い、情報を共有しています。</p> <p>また、国、東京都等が主催する事業説明会や意見交換会においても、情報交換等を行っています。</p>	B
<ul style="list-style-type: none"> ・国や都を通じた事業者への要請 	<p>東京都市町村清掃協議会を通じて、東京都への予算要望の際に「拡大生産者責任の強化」や「処理困難物への対応」等について要望を行っています。</p>	B

オ 市での率先的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・4Rの率先した取組 ・再生品の積極的な利用 	<p>本市においては、武蔵村山市第四次地球温暖化対策実行計画を策定しており、その中で①用紙については、再生紙の利用に努めること、②文具・事務機器等については、廃プラスチックから作られた製品とすること、③グリーン購入を推進すること、④リフューズ（ごみになるものは買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（資源として再利用する）の優先順位に従って廃棄物を減量すること、⑤生ごみは水分を切って出すこと、⑥プリンターのカートリッジは事業者に回収してもらうことなどが定められており、市役所庁内において実施されています。</p>	B
---	--	---

3 現状における課題の取りまとめ

現状における課題を整理すると次のようにになります。

図3－8 現状における課題の取りまとめ

発生抑制	<input type="radio"/> 不用物を発生させない取組の推進	
	<input type="radio"/> 生ごみの減量の推進	
	<input type="radio"/> 家庭ごみ有料化の適正な運用	
資源化	<input type="radio"/> 集団回収・拠点回収による自主的な資源化	
	<input type="radio"/> 販売事業者に対する店頭回収の要請	
	<input type="radio"/> 製品プラスチックの資源化	
適正処理	収集	<input type="radio"/> 集積所の維持管理
		<input type="radio"/> 戸別収集の適正な運用
		<input type="radio"/> 収集回数の検討
		<input type="radio"/> 廃棄物処理業者への委託の推進（事業者）
		<input type="radio"/> 指定収集袋の使用の推進
	中間処理	<input type="radio"/> ごみ処理施設の整備
		<input type="radio"/> 3市共同資源化事業の推進
		<input type="radio"/> 資源物処理施設の運用
最終処分	<input type="radio"/> 搬入量の減量	
	<input type="radio"/> 埋立ゼロの継続	

○ 災害時の廃棄物対策の検討

○ 発生抑制・資源化・適正処理を推進するための普及啓発の実施

○ 各種施策の実施に当たっての数値目標の設定

4 前計画の目標値の達成状況

前計画では、基本理念「市民、事業者及び市が協働して4Rで目指す循環型社会形成の推進」の進捗を管理するため3つの目標指標及び3つのモニター指標を設定しています。

目標指標とは、前計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

令和5年度の目標値と実績値を比較すると、指標1の排出物原単位は達成していますが、指標2の収集ごみ量原単位及び指標3のリサイクル率（資源化率）（エコセメントを含む）は未達成です。また、令和9年度の目標値と令和5年度の実績値を比較すると、すべての指標で未達成です。

これらの目標を達成するために引き続き努力をしていく必要があります。

表3－1 前計画の指標に関する中間達成状況

指 標		単 位	実 績 値		目 標 値		実績値 令和5 年 度	達成状況 (達成率)
			平成28 年 度	令和5 年 度	令和9 年 度			
目標指標	指標1	排出物原単位 (g/人日)	774.9	674.0	642.0	667.4 (▲6.6)	達成 (101.0%)	
	指標2	収集ごみ量 原 単 位 (g/人日)	495.9	407.0	381.0	417.5 (10.5)	未達成 (97.5%)	
	指標3	リサイクル率 (資源化率) (エコセメントを含む)	(%)	34.3	37.1	38.0	34.3 (▲2.8)	未達成 (92.5%)
モニター指標	指標4	持込ごみ量 (t/年)	2,273	2,137	2,047	2,149 (12)	未達成 (99.4%)	
	指標5	リサイクル率 (資源化率) (エコセメントを除く)	(%)	25.3	28.5	29.5	26.2 (▲2.3)	未達成 (91.9%)
	指標6	東京たま広域 資源循環組合 搬 入 量	(t/年)	1,836	1,611	1,542	1,391 (▲220)	達成 (115.8%)

※ 実績値令和5年度の下段の（ ）は、目標値令和5年度との差である。

第4章 計画の基本理念等

1 基本理念

国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとし、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、「武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画」では、「今後もごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4Rの観点から、ごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります」としています。

そのような中で、本市では、前計画において、「市民、事業者及び市が協働して4Rを目指す循環型社会形成の推進」を基本理念として、ごみ減量や適正処理を推進してきました。

リサイクルは、市がシステムを整備して市民と事業者がこれに協力をすることで推進できますが、リフューズ・リデュース・リユースは、市民・事業者の主体的な取組がなければ推進できません。

そのため、この計画においても基本理念を「市民、事業者及び市が協働して4Rを目指す循環型社会形成の推進」とし、前計画の基本理念を継承します。

基 本 理 念

市民、事業者及び市が協働して4Rを目指す
循環型社会形成の推進

2 基本方針

基本方針1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、生産、流通、販売、消費、廃棄というもののライフサイクルの中で、可能な限り不用物になる前の段階での対策を重視し、リフューズ・リデュース・リユース(以下、「3つのR」といいます。)の推進により、不用物を出さないようにすることです。

市は、引き続き、市民や事業者が、3つのRの意義と必要性について理解を深め、具体的な行動をとるための仕組みづくりや普及啓発活動を推進します。

市民が3つのRに取り組みやすくなるように、事業者に対して、引き続き、拡大生産者責任に基づいた行動を求めていきます。

基本方針2 リサイクル(資源化)の推進

3つのRを推進した上で、それでも発生してしまった不用物については、リサイクルをすることが必要です。

市は、引き続き、集団回収など、市民の自主的なリサイクルを支援するとともに、事業者に対して店頭回収の拡充など、市民がリサイクルに取り組みやすい環境を整備することを求めていきます。

資源の「質」にも着目し、引き続き、ペットボトルからペットボトルを再生する「水平リサイクル」のように、可能な限り質の高いリサイクルを目指します。

基本方針3 適正処理の推進

4 Rを推進した上で、それでも、ごみになってしまったものについては、市民の生活環境の保全を前提とした上で、環境に負荷を与えないように適正に処理をすることが循環型社会形成のための前提条件です。

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分については、引き続き、市民の公衆衛生と環境保全を確保し、安全で安定したごみ処理の向上に努めます。

ごみを処理する段階では、引き続き、ごみ焼却施設から出る余熱を利用したり、ごみの中から金属を回収したりすることで、ごみとして捨てられたものも最大限に利用します。

基本方針4 市民・事業者・市の協働

4 Rやごみの適正処理を効率的に推進し、「市民、事業者及び市が協働して目指す循環型社会形成の推進」を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが必要となります。

このような状況を作り出していくために、市は、引き続き、市民と事業者に対して様々な情報提供を行い、情報共有することにより、各主体が相互に協力して活動を行えるよう努めます。

3 市民・事業者の行動指標

(1) 市民の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋などの不用な包装を断ります。
- 食事は食べきり、ごみにならないようにします。
- 食品の消費期限や賞味期限をチェックし、ごみにならないように心がけます。
- 生ごみは、「ミニ・キエーロ」や「生ごみ処理機器」を使用して減量に努めます。
- 生ごみを可燃ごみとして排出するときは、水切りをします。
- 簡易包装商品、詰め替え商品などを購入します。
- 不用になったものは必要な人に譲ります。
- 使い捨ての容器は使わないようにします。
- ものは大切に長く使います。

2 リサイクルの推進

- 地域の集団回収に参加します。
- 販売店の店頭回収に協力します。
- 市の資源の収集や乾電池、使用済小型電子機器及び使用済インクカートリッジの拠点回収などに協力します。
- 再生資源を利用した製品を購入します。

3 適正処理の推進

- ごみ・資源の分別区分を守ります。
- ごみ・資源を出す日や時間など、ごみ出しルールを守ります。
- 可燃ごみ、不燃ごみ及び容プラを排出するときは、指定収集袋を使用します。
- ごみ・資源の排出場所を清潔に保ち、まちの美化に努めます。
- 排出場所からの資源の持ち去りを防止するため、監視・通報に協力します。
- 地域での清掃活動に参加します。

4 市民・事業者・市の協働

- 事業者及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

(2) 事業者の行動指標

1 リフューズ・リデュース・リユースの推進

- 製造者・販売者は、製造・販売した製品に最後まで責任を持ちます。
- 製造者は、長寿命製品の製造や修理体制の拡充に努めます。
- 販売者は、簡易包装を推進します。
- 販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。
- 販売者は、消費者が製品の修理を出しやすいような体制を整備します。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるよう工夫します。
- 排出事業者は、「市民」に準じた役割を果たします。

2 リサイクルの推進

- 販売者は、店頭回収を積極的に行います。
- 販売者は、再生資源を利用した製品を積極的に販売します。
- 飲食店や食品販売者は、生ごみを飼料や肥料にするよう取り組みます。
- 事業活動から排出された資源の自主的なリサイクルに取り組みます。

3 適正処理の推進

- 排出事業者は、自己処理原則に基づいて処理します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用します。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するときは、日量10kg未満とします。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するに当たっては、家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施していることから、「市民」に準じた役割も果たします。

4 市民・事業者・市の協働

- 市民及び市のごみ減量・資源化施策等に積極的に協力します。

第5章 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量

1 将来人口予測

本計画では、「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）」の各人口推計のうち、トレンド推計を用いて、令和7年度から令和12年度までの人口が直線的に推移すると仮定して、各年の人口を予測し、併せて、令和5年度を1とする係数を設定しました。

なお、将来人口予測で設定した係数については、以降のごみ・資源排出量の予測を行う際に用います。

表5－1 将来人口予測

年度	人口（人）	備考	令和5年度を1とした係数
R 5	70,861	実績値	1.0000
R 6	71,010	推計値	1.0021
R 7	71,159		1.0042
R 8	71,307		1.0063
R 9	71,456		1.0084

2 ゴミ・資源排出量の予測

表5－2に、現状のごみ処理事業をこのまま継続した場合のごみ・資源排出量を予測しました。

収集ごみ量と集団回収量については、市民1人1日当たりの排出量（令和5年度実績）がそのまま横ばいで推移すると仮定し、これに将来人口予測の令和5年度実績値を1とした係数を乗じて推計しました。

持込ごみ量については、ごみ量に影響する経済的要因等の諸条件に不確実性があることから、令和5年度の実績値で推移すると仮定しました。

表5－3に、現状のごみ処理事業を継続した場合の資源化量を予測しました。

各年度の資源量は、表5－2に示した収集資源量に、令和5年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。

なお、算出方法は、資料編89ページ「資料3　目標とするごみ・資源排出量の算定方法」に記載しております。

表5－2 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量
(令和5年度から令和9年度)

単位 t／年

区分		実績値	予測値			
		R5	R6	R7	R8	R9
収集ごみ	可燃ごみ	10,019	10,040	10,061	10,082	10,103
	不燃ごみ	482	483	484	485	486
	可燃性資源※1	2,199	2,204	2,208	2,213	2,217
	不燃性資源※2	1,800	1,804	1,808	1,811	1,815
	粗大ごみ	326	327	327	328	329
	鉄製粗大等	46	46	46	46	46
	有害物	22	22	22	22	22
	収集量小計	14,894	14,926	14,956	14,987	15,018
持込ごみ	可燃ごみ	2,149	2,149	2,149	2,149	2,149
	不燃ごみ	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	持込量小計	2,149	2,149	2,149	2,149	2,149
集団回収		265	266	266	267	267
総排出量		17,308	17,341	17,371	17,403	17,434

※1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

※2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ビン類・容プラ・ペットボトルなど

表5－3 現状のごみ処理事業を継続した場合の資源化量

(令和5年度から令和9年度)

単位 t／年

区分		実績値	予測値			
		R5	R6	R7	R8	R9
資源量	紙類	2,105	2,110	2,114	2,119	2,122
	鉄類	305	306	306	307	307
	アルミ	151	151	152	152	152
	ビン類	354	355	356	356	357
	布類	305	306	306	307	307
	ペットボトル	225	226	226	226	227
	容プラ	709	711	712	713	715
	剪定枝	45	45	45	45	45
	その他	317	318	318	319	320
	有害物	24	24	24	24	24
エコセメント		1,391	1,379	1,383	1,386	1,389
合計(エコセメントを含む)		5,931	5,931	5,942	5,954	5,965
合計(エコセメントを除く)		4,540	4,552	4,559	4,568	4,576

第6章 基本的な施策



1 リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進

1(1) 3つのRの促進に関する普及啓発

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRの推進により、不用物を出さないことです。

3つのRを推進するためには、市民一人ひとり、事業者一社一社が不用なものを出さないライフスタイルや事業活動に転換する必要があります。

このような、市民や事業者の行動が習慣として定着するよう、次のような普及啓発に努めます。

また、市民がマイバッグを持参して、レジ袋を断ることが習慣化されるよう、引き続き、マイバックキャンペーン推進強化月間に市民等へ普及啓発を行います。

- 3つのRを実践する意義と必要性
- 過剰包装の抑制
- 再利用できる商品の利用
- リユースの手法に関する普及啓発
- マイバッグ持参の普及啓発

(2) 食品ロス削減推進計画の施策の推進

第9章に策定する食品ロス削減推進計画に基づき、フードドライブ等の施策を推進します。

- 食品ロス削減推進計画の施策の推進

(3) 製造・販売事業者への要請

市民が3つのRに取り組むためには、実践できる環境の整備が不可欠です。市民がリユースに取り組めるよう、販売事業者に対して再使用容器を使った製品を取り扱うよう働きかけ、販売事業者による取組を市民に周知します。

製造事業者に対しては、寿命の長い製品や製品の修理体制の拡充など、簡単にごみにならない製品の開発などについて、国や都を通じて要請していきます。

- 再使用容器などの利用の促進
- 市民に対する販売事業者の取組の周知
- 国や都を通じた製造事業者への要請

写真6-1

マイバッグキャンペーンポスター



(4) 家庭ごみ有料化の適正な運用

令和4年10月から実施している家庭ごみ有料化を適正に運用し、ごみの減量効果の検証及び課題の整理を行います。

また、令和7年度稼働予定の(仮称)新ごみ焼却施設については、周辺地域や環境に配慮するため、従来の処理能力(360t／日)よりもコンパクトな規模(236t／日)となります。

なお、ごみ焼却施設の整備期間中は、小平・村山・大和衛生組合におけるごみの処理能力が低下することから、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、令和3年度以降、小平・村山・大和衛生組合と西多摩衛生組合との間で「可燃ごみ焼却処理等委託契約」を締結し、西多摩衛生組合において可燃ごみの一部の受け入れ及び処理を行っていることを踏まえ、支援先の住民の理解を得るため、更なるごみの減量化に努めます。

● 家庭ごみ有料化に係るごみの減量効果及び課題の検討

2 リサイクル（資源化）の推進

(1) 分別の周知

3つのRを実践した上で排出された不用物については、できるだけリサイクルをする必要があります。リサイクルの基本は市民による分別のため、分別方法やリサイクルの重要性についての普及啓発に努めます。

- リサイクルの必要性
- 分別区分
- 排出方法
- リサイクルされたものの再利用方法や効果

(2) 資源回収の拡充

集団回収は、住民団体と資源回収業者の民間取引によるリサイクルで、市の資源回収と比べてコストがかからない理想的なリサイクルです。集団回収を推進するため、資源回収奨励金制度の内容を周知し、拡充に努めます。

資源回収奨励金制度については、年々、登録団体数が減少していることから、令和3年度に登録団体の要件を20世帯以上から5世帯以上に緩和していますが、資源回収量については減少傾向にあり、特に紙類の回収量が減少しています。

経済性や効果を考慮しながら、新たな資源回収品目や回収方法などについて検討します。

- 資源回収奨励金制度のあり方の検討
- 拠点回収の拡充
- 資源化品目の拡大
- 事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進

写真6－2 ごみ分別辞典



写真6－3

使用済小型電子機器等回収ボックス



(3) 排出事業者への要請

事業活動から排出されたごみの処理責任は排出事業者にあるため、事業者に対して自主的なリサイクルへの取組を要請します。

大規模事業所については、再利用に関する計画書の作成・提出を要請します。

- 事業系廃棄物の排出状況の把握
- 大規模事業所への指導

(4) 販売事業者への要請

販売事業者に対しては、自ら販売したもののリサイクルに責任を持ち、店頭回収により自らリサイクルすることを要請します。

- 店頭回収の要請

(5) 再生品の利用の促進

資源となるものを集めるだけではなく、集めた資源を再び使うことでリサイクルの環が完成します。そのためには、再生品の需要を高める必要があるため、再生品を利用する意義についての普及啓発や、再生品を取り扱うよう販売事業者に要請します。

- 再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供
- 再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発

(6) 資源物抜取り防止

排出場所等に排出された資源物が持ち去られないよう、パトロールなどの対策を強化します。

- パトロールの強化
- 警察との連携

3 適正処理の推進

(1) 適正排出の推進

ごみを適正に処理するためには、決められたルールに従って排出することが基本になります。排出ルールが守られていないごみへの警告シールの貼付、排出場所等における排出指導などに取り組みます。

また、集合住宅の管理者に対する集積所の管理の徹底や排出指導などに取り組むとともに、看板や防護ネットの設置等により排出場所等の美化に取り組みます。

- 廃棄物減量等推進員による指導
- 収集現場での警告シールの貼付
- 排出場所等における排出指導
- 排出場所等の美化
- 集合住宅の管理者に対する集積所の管理の徹底や排出指導

(2) 事業系ごみの適正排出の徹底

事業活動に伴って排出されたごみ・資源の処理責任は排出事業者にあるため、日量10kg以上を排出する事業者に対し、一般廃棄物処理業者への委託を指導します。

市の収集に排出している事業者に対しては、指定収集袋による排出など、排出ルールを徹底します。

事業系ごみを小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込む際の手数料については、同じ施設を使用している3市で統一するなどの検討を行います。

- 一般廃棄物処理業者への委託の促進
- 指定収集袋での排出徹底
- 事業系ごみを小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込む際の手数料の統一の検討
- 小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施

写真6-4 事業系指定収集袋



(3) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、排出されたごみ・資源については現状の収集体制を基本として、安定的・効率的に収集できる体制を維持し、社会情勢の変化に対応する収集方式について検討します。

収集車の排気ガスなどによる市民への影響を最小限にするため、車両の適正管理を委託業者に要請し、低公害車の導入について協議します。

- 高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討
- 戸別収集の適正な運用
- 委託業者への要請

(4) 処理困難物への対応

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、家庭から排出されるパソコンなど、法律で事業者による回収が義務付けられている品目や、オートバイや携帯電話など事業者が自主的に回収している品目については、事業者への引渡しを周知します。

その他、市で処理ができない廃棄物については処理ルートを紹介します。

ガスボンベ、塗料などの処理困難物については、適正な処理ができるシステムを構築するよう、国や都を通じて製造事業者へ要請します。

- 事業者による回収の周知
- 市で収集しない廃棄物の処理ルートの紹介
- 国や都を通じた要請

(5) 不法投棄対策

不法投棄を減らすために市民・事業者への意識啓発をするとともに、不法投棄を減らすための対策について検討します。

- 市民・事業者への意識啓発
- 不法投棄対策の検討

写真 6－5 不法投棄防止の看板



(6) (仮称) 新ごみ焼却施設の整備

「(仮称)新ごみ焼却施設」については、令和7年度の稼働を目指し、現在、工事を進めている状況です。新たに建設する新ごみ焼却施設は、施設の周辺地域や環境に配慮するため、従来の処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)となります。

また、余熱を利用した発電設備を設置し、十分な緑地を整備するなど、環境に配慮した施設整備を行います。

- 施設規模の適正化
- 余熱利用設備の設置
- 環境への配慮

表6－1 小平・村山・大和衛生組合(仮称)新ごみ焼却施設の概要

区分	内 容
施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名称	(仮称)新ごみ焼却施設
処理能力	236t/日
設置予定地	小平市中島町2番1号
整備年度	令和2年度～令和7年度

(7) リサイクル施設の検討

びん・缶など3市が共同で資源化をしない品目については、リサイクル施設の整備について検討します。

- リサイクル施設の検討

(8) 最終処分量の削減

小平・村山・大和衛生組合の焼却灰は、多摩25市1町で構成している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)に搬入しています。搬入した焼却灰は、エコセメントの原料として全量再利用し、現在のところ埋立処理は行っていません。

また、破碎不燃物の搬入については、平成29年度まで埋立処理を行っていましたが、処分場の延命化及び周辺環境への影響を考慮し、平成30年度からは、民間処理施設において全量リサイクルを行っています。

- 不燃残さ埋立ゼロの継続
- 東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減

(9) 災害時の対応

平常時のみならず、大規模災害時にも市民の生活環境をできる限り維持するため、本市の地域防災計画を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物収集運搬事業者・処理業者と協定を締結するなど、廃棄物の適正な収集運搬・処理体制を整備します。

- 災害廃棄物処理計画の見直し
- 民間事業者との連携
- 都・他自治体との連携

4 市民・事業者・市の協働

(1) 普及啓発手法の活用

本市には様々なライフスタイルの市民が生活していることから、4Rや適正処理についての情報を伝達していくため、情報の内容や対象者に応じた手法を活用します。また、外国人人口は増加傾向にあるため、外国人向けのパンフレットなどを作成します。

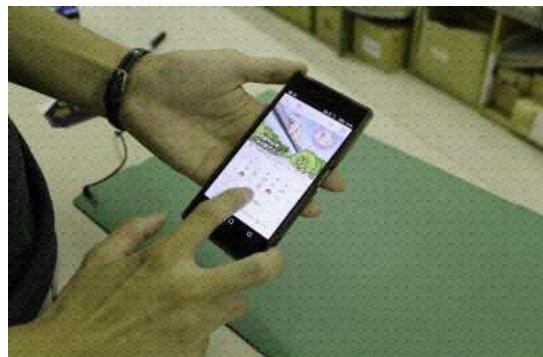
- ごみ情報誌
- 市報
- X（旧ツイッター）
- ホームページ

- ごみ分別アプリ
- フェイスブック
- LINE
- イベント

写真6－6 ごみ情報誌



写真6－7 ごみ分別アプリ



(2) 市民・事業者・市の双方向の情報交換

循環型社会を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責任を自覚し、3者が連携して役割を果たすことが重要です。そのためには、市から市民・事業者に対して一方的に情報を提供するのではなく、双方向の情報交換が必要です。市は、様々な機会を捉えて、市民・事業者との双方向の情報交換を行います。

- 廃棄物減量等推進審議会の運営
- 廃棄物減量等推進員との意見交換
- 市民・事業者とのネットワークづくりの検討

(3) 環境教育・学習の実施

循環型社会の実現に向けた意識の向上を図るため、市民に対して対象に応じた様々な環境教育や環境学習の場を提供します。

- 小学校4年生を対象とした副読本の作成
- 出前講座
- 環境フェスタの実施
- 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究
- 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討
- 環境啓発機能(プラザ機能)の検討

写真6-8 副読本表紙



写真6-9 環境フェスタ風景



(4) 国・都・他自治体などの連携

国単位での対応が必要な施策や本市のみでは対応が困難な課題について、国・都・他自治体と連携して対応します。

製造・販売事業者に対しては、リサイクルや処理が容易な製品の販売、修理体制の拡充、廃製品の自主回収など、拡大生産者責任に基づく取組を、国や都を通じて要請します。

- 小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携
- 国や都、他自治体との連携
- 国や都を通じた事業者への要請

(5) 市での率先的な取組

市民や事業者に対して、ライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるためにも、率先して職員のマイボトルやマイ箸の持参、庁内における資源分別などの4Rに取り組むとともに、リサイクルの環を完成させるため、再生品の積極的な利用に取り組みます。

- 4Rの率先した取組
- 再生品の積極的な利用

第7章 計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量

1 指標の設定

本計画の進捗を管理するため、目標指標とモニター指標を設定します。

目標指標とは、本計画において達成目標を定めている指標です。モニター指標とは、達成目標は定めていないが進捗状況を評価する指標です。

本計画では、目標指標とモニター指標を次のように設定します。

表7－1 本計画の指標

目標指標	指標1	排出物原単位 (市民1人1日当たりのごみの総排出量) (g／人日)	※1 総排出量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標2	収集ごみ量原単位 (市民1人1日当たりの収集ごみの量) (g／人日)	※2 収集ごみ量 ÷ 年度末人口 ÷ 年間日数
	指標3	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを含む) (%)	総資源化量(エコセメントを含む) ÷ 総排出量 × 100
モニター指標	指標4	持込ごみ量 (t／年)	持込ごみ量
	指標5	リサイクル率(資源化率) (エコセメントを除く) (%)	総資源化量(エコセメントを除く) ÷ 総排出量 × 100
	指標6	東京たま広域資源循環組合搬入量 (t／年)	東京たま広域資源循環組合への搬入量

※1 総排出量=収集ごみ量+持込ごみ量+集団回収量

※2 収集ごみ量=可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ

(1) 目標指標

指標1：排出物原単位(市民1人1日当たりのごみの総排出量) (g/人日)

排出物原単位とは、市民1人1日当たりのごみ・資源の排出量で、リフューズ・リデュース・リユースの3つのRを推進することで減少します。この指標は、基本方針1の進捗を評価する指標になるため、目標値を定める指標とします。排出物原単位は、次式により算定します。

$$\text{排出物原単位} = \frac{\text{総排出量} (\text{収集量} + \text{持込量} + \text{集団回収量})}{\text{年度末人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2：収集ごみ量原単位(市民1人1日当たりの収集ごみの量) (g/人日)

リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4R全体の進捗状況を評価するためには、市民が排出する「ごみ量」に着目した指標が必要です。

そのため、市民1人1日当たりの資源を除いた収集ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量)とすることで、目標値を定める指標とします。収集ごみ量原単位は、次式により算定します。

$$\text{収集ごみ量原単位} = \frac{\text{収集ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ)}}{\text{年度末人口}} \div \text{年間日数}$$

指標3：リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む) (%)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、リサイクルを推進することで増加するため、基本方針2の進捗を評価する指標になります。また、「武蔵村山市第五次長期総合計画」においてこの指標を採用しています。そのため、目標値を定める指標とします。リサイクル率(資源化率)は、次式により算定します。

$$\text{リサイクル率(資源化率)} = \frac{\text{総資源化量(エコセメントを含む)}}{\text{総排出量(収集量} + \text{持込量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

(2) モニター指標

指標4：持込ごみ量 (t/年)

持込ごみ量は、施設への自己搬入や廃棄物処理業者に委託している排出事業者のごみ減量努力が進むと減ることになります。事業系廃棄物の処理は自己処理が原則ですが、現在、市の収集に排出している排出事業者が、より望ましい処理方法である自己搬入や廃棄物処理業者への委託を進めることで、持込ごみ量は増えることになります。そのため、持込ごみ量は減少することが必ずしもよいこととは限らないため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

指標5：リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く) (%)

リサイクル率(資源化率)(エコセメントを除く)は、総排出量に占める資源化したものの割合で重要な指標ですが、指標3と本指標は同じ項目を評価する指標です。そのため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

指標6：東京たま広域資源循環組合搬入量 (t/年)

東京たま広域資源循環組合への搬入量(焼却灰+不燃ごみ埋立量)は、収集ごみ量を減量することで減らすことができます。しかし、収集ごみ量の減量は指標2で評価しており、重複するため、本指標はモニター指標として進捗を管理します。

2 目標値の設定

第6章に記載した施策を着実に実行することによって、最終年度の令和9年度の目標指標については、次のように設定します。

目標指標1の排出物原単位（市民1人1日当たりのごみ排出量）については、令和9年度の目標値を639.9g／人日と設定し、令和5年度実績667.4g／人日に対し27.5g／人日減量することとします。

この目標は、1人1日当たりごはん3口分（約30g）を残さず食べることなどで達成可能です。

目標指標2の収集ごみ量原単位（市民1人1日当たりの収集ごみの量）については、令和9年度の目標値を393.9g／人日と設定し、令和5年度実績417.5g／人日に対し23.6g／人日減量することとします。

この目標は、1人1日当たりごはん2口分（約20g）残さず食べることなどで達成可能です。

目標指標3のリサイクル率（資源化量）（エコセメントを含む）については、令和9年度の目標値を35.4%と設定し、令和5年度実績34.3%に対し、1.1%（1人1日当たり17.9gに相当）増加することとしました。

この目標は、1人1日当たりA4の紙（約4g）4枚から5枚を分別して、古紙等の日に資源として出すことで達成可能です。

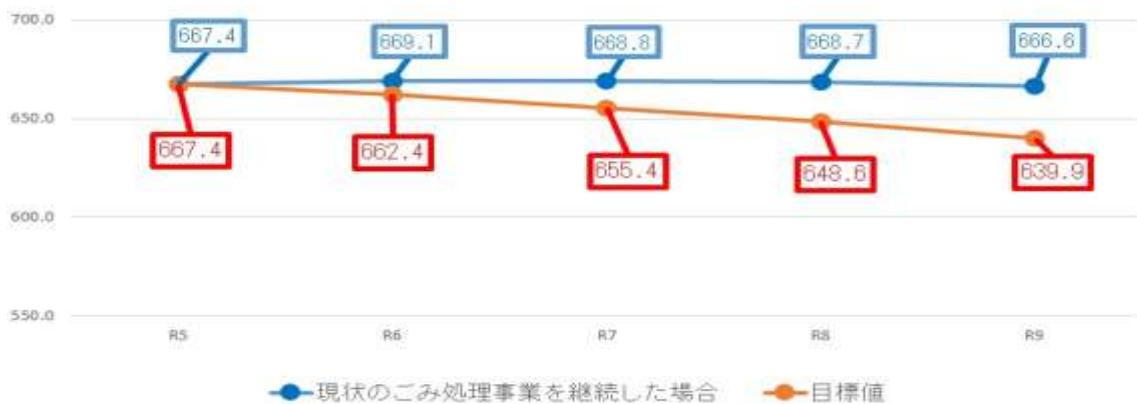
表7－2 目標値の設定

項目	令和5年度 実績値	令和9年度 (最終年度)
目標指標1 排出物原単位 (市民1人1日当たりのごみの総排出量) (g／人日)	667.4	639.9
目標指標2 収集ごみ量原単位 (市民1人1日当たりの収集ごみの量) (g／人日)	417.5	393.9
目標指標3 リサイクル率（資源化量） (エコセメントを含む) (%)	34.3	35.4

図7－1 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較

目標指標1 排出物原単位（市民1人1日当たりのごみの総排出量）

単位: g／人日



目標指標2 収集ごみ量原単位（市民1人1日当たりの収集ごみの量）

単位: g／人日



目標指標3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)

単位: %



3 目標とするごみ・資源排出量

目標とするごみ・資源排出量は次のとおりです。算出方法は、資料編91ページ「資料3 目標とするごみ・資源排出量の算定方法」に記載してあります。

表7-3 目標とするごみ・資源排出量（令和5年度～令和9年度）

単位：t／年

区分	実績値	目標値			
		R5	R6	R7	R8
収集ごみ	可燃ごみ	10,019	9,897	9,774	9,651
	不燃ごみ	482	476	469	463
	可燃性資源※1	2,199	2,204	2,209	2,214
	不燃性資源※2	1,800	1,809	1,818	1,826
	粗大ごみ	326	324	320	318
	鉄製粗大等	46	46	45	45
	有害物	22	22	22	21
収集量小計		14,894	14,778	14,657	14,538
持込ごみ	可燃ごみ	2,149	2,128	2,106	2,085
	不燃ごみ	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0
	持込量小計	2,149	2,128	2,106	2,085
集団回収		265	263	261	259
総排出量		17,308	17,169	17,024	16,882

※1 可燃性資源：紙類・布類・剪定枝など

※2 不燃性資源：鉄類・アルミ・ビン類・容プラ・ペットボトルなど

各年度の資源量は、表7-3に示した収集可燃性資源又は収集不燃性資源に、令和5年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。

なお、エコセメントの予測については、令和5年度の実績値に、当該年度の人口係数及び一定の割合を乗じて推計を行いました。

表7-4 目標とする資源化量（令和5年度～令和9年度）

単位：t／年

区分	実績値	目標値			
		R5	R6	R7	R8
資源量	紙類	2,105	2,110	2,115	2,119
	鉄類	305	306	308	309
	アルミ	151	152	153	153
	ビン類	354	356	358	359
	布類	305	306	306	307
	ペットボトル	225	226	227	228
	容器	709	713	716	719
	剪定枝	45	45	45	45
	その他	317	319	320	322
	有害物	24	24	24	24
エコセメント		1,391	1,374	1,358	1,341
合計（エコセメントを含む）		5,931	5,931	5,930	5,926
合計（エコセメントを除く）		4,540	4,557	4,572	4,585

表7－5 本計画の指標（令和5年度～令和9年度）

区分		実績値	目標値			
			R5	R6	R7	R8
目標指標	指標1	排出物原単位 (市民1人1日当たりのごみの総排出量) (g／人日)	667.4	662.4	655.4	648.6
目標指標	指標2	収集ごみ量原単位 (市民1人1日当たりの収集ごみの量) (g／人日)	417.5	412.7	406.7	400.8
目標指標	指標3	リサイクル率(資源化量) (エコセメントを含む) (%)	34.3	34.5	34.8	35.1
						35.4

第8章 生活排水処理基本計画

1 処理の現状

「生活排水」とは、台所、トイレ、風呂、洗濯など日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを「生活雑排水」といいます。

本市の下水道普及率はおおむね 100%に達しており、生活排水のほとんどは公共下水道によって処理をされています。しかし、下水道が整備されていても、一部の世帯及び事業所では下水道に接続しない状況にあり、これらのし尿は、市の委託業者が収集し、湖南衛生組合で処理しています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集し、湖南衛生組合で処理を行っています。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

令和6年3月31日現在の下水道接続率は100.0%で、未改造人口は8人となっています。令和5年度のし尿汲み取り世帯数は39世帯、単独処理浄化槽世帯数は57世帯、し尿収集量は100.2kℓ、浄化槽汚泥収集量は20.2kℓで、し尿汲み取り世帯数、単独浄化槽世帯数、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量は年々減少しています。下水道の接続世帯の増加により、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯は減少していくことが予想されます。

表8－1 水洗化の進捗状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口 (人)	71,984	72,165	72,275	72,510	72,433	72,277	72,000	71,615	71,236	70,861
水洗化人口 (人)	71,608	71,800	71,928	72,502	72,425	72,269	71,992	71,607	71,228	70,853
未改造人口 (人)	376	365	347	8	8	8	8	8	8	8
水洗化率 (%)	99.5	99.5	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 未改造人口については、下水道未供用区域の人口も含んでいます。 (出典) 道路下水道課資料

表8－2 し尿汲み取り世帯と浄化槽世帯の世帯数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	71	66	64	63	56	51	45	44	42	39
浄化槽汚泥	80	80	77	76	69	70	66	63	62	57

(出典) 道路下水道課資料

表8－3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	213.2	183.3	191.0	169.1	141.3	128.3	124.8	106.3	111.6	100.2
浄化槽汚泥	25.0	24.8	31.7	28.2	35.8	23.5	26.6	19.3	32.6	20.2
合計	238.2	208.1	222.7	197.3	177.1	151.8	151.4	125.6	144.2	120.4

(各年度3月31日現在)

(2) 収集・運搬

一般家庭及び事業所から発生するし尿の汲み取りは、市に申込み、委託業者が収集を行っています。浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集を行っています。

(2) 処理

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市及び本市の7市で構成されている湖南衛生組合で処理しています。湖南衛生組合のし尿及び汚泥の処理能力は7.0 kℓです。

表8-4 湖南衛生組合の概要

区分	内 容
施設名称	湖南衛生組合
構成市町村	立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市
所在地	武蔵村山市大南五丁目1番地
稼働年度	昭和38年度
処理方式	前処理希釀方式
処理能力	し尿及び浄化槽汚泥 7.0 kℓ／日

写真8-1 湖南衛生組合



2 計画の目標

本市では、下水道普及率及び水洗化率がおおむね 100 %に達していますので、引き続き、下水道への接続を促進します。

3 基本的な施策

(1) 下水道への接続の促進

下水道に接続していない世帯及び事業所については、下水道への接続を促進します。

(2) し尿処理の継続

全世帯が下水道へ接続したとしても、仮設トイレ等のし尿は、引き続き、一定規模の発生が見込まれるため、委託業者による収集と、湖南衛生組合における処理を継続します。

(3) 災害時の対応

大規模災害時には、組立トイレ（マンホール用）の設置を行うほか、避難場所などに設置する仮設トイレ等のし尿を円滑に収集・処理するための体制を整備します。平成 23 年度に本市と都において災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書を締結しており、災害時、円滑に処理事業を遂行できるよう災害時し尿搬入・受入訓練などを行い、関連自治体と相互に支援・連携し、円滑な処理事業に努めます。

第9章 食品ロス削減推進計画

1 計画の背景

(1) 計画の背景

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造・消費の各段階において発生しています。

令和4年度国の推計値では、日本国内において本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間472万t、令和4年10月1日現在の総務省人口推計に基づく国民1人当たりの年間の食品ロス量は約38kg、国民1人1日当たりの食品ロス量は約103gで、これはおにぎり1個分に相当します。

国連の推計による令和4年の世界人口は80億人で、そのうち約7億4千万人、約9人に1人が栄養不足に陥っているといわれ、令和32年には世界人口は97億人に達すると見込まれることから、更に栄養不足に陥る人々が増えることとなります。

こうした中、日本では令和4年度の食料自給率が38%（カロリーベース）と食料の多くを海外に依存しているにも関わらず、大量の食品ロスが発生しています。

のことから、食品ロスの削減は重要な課題といえます。

(2) 世界

国際的には、SDGs（持続可能な開発目標）のターゲット12.3では、「2030年（令和12年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」としています。また、ターゲット12.5では、「2030年（令和12年）までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」としており、食料の損失・廃棄の削減の目標が設定されています。

(3) 国

わが国では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行され、令和2年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12年度比（2000年度比）で令和12年度（2030年度）までに食品ロスを半減させる」ことを目標として掲げています。また、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）においても「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）の目標を引き継ぎ、「重点分野3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」において、同様の目標を設定しています。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項においては、都道府県・市町村は国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされています。

(4) 東京都

都では、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定し、都が目指す2030年（令和12年）の目標として、「2000年度（平成12年度）と比較した食品ロス発生量半減」を、また、2050年（令和32年）の姿として「食品ロス発生量 実質ゼロ」を掲げています。

(5) 武蔵村山市

市では、食品ロスの削減のため、フードドライブ等の事業を行っています。

食品ロスの削減は、貴重な食料を無駄にしないことのほか、不用となつた食品を可燃ごみとして処分するときに発生する温室効果ガスの削減や処分に係る費用を抑えるといった観点からも重要です。

そのため、本市においても「食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者及び市が相互に連携・協力し、食品ロス削減の取組を進めます。

2 食品ロスの現状と課題

(1) 国の食品ロスの現状

食品ロスは事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の大きく2つにわけることができます。

令和4年度の推計値では、「食品ロス」の量は年間472万tで、その内訳は、事業系食品ロス及び家庭系食品ロスがそれぞれ236万tとなっています。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は、食品製造業117万t、食品卸売業10万t、食品小売業49万t、外食産業が60万tとなっています。

なお、事業系食品ロスの量は、半減目標（2030年までに273万t）を達成しており、家庭系食品ロスの量は、半減目標（2030年までに216万t）まであと20万tとなっています。

(2) 東京都の食品ロスの現状

令和5年度食品廃棄の実態把握調査報告書（令和6年2月29日公益財団法人流通経済研究所）に基づく令和3年度の東京都内における食品ロス発生量は36.8万tで、その内訳は、事業系食品ロスが22.5万t、家庭系食品ロスが14.3万tとなっています。さらに事業系食品ロスの業種別発生量の割合は、食品製造業1.3万t、食品卸売業0.8万t、食品小売業7.4万t、外食産業13.0万tとなっています。

なお、東京都の食品ロスの量は、半減目標（2030年までに38万t）を達成しています。

(3) 武蔵村山市の食品ロスの現状

本市の食品ロス量については、家庭ごみ組成分析調査結果に基づく収集ごみに含まれる生ごみの推計量から推計しました。食品ロス量の割合は平成28年度から増加傾向にありましたが、令和3年度をピークに減少傾向となっています。平成28年度の食品ロス量は5,629tで、令和5年度の食品ロス量4,792tと比較すると837t、14.9%減少しました。

なお、本市においては令和4年10月に家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始していますが、家庭ごみ有料化及び戸別収集を開始する前年の令和3年度と令和5年度を比較しますと、食品ロス量は、1,282t、21.1%減少しています。

表9－1 家庭ごみ組成分析調査結果に基づく食品ロス量の推計

	H28		H30		R3		R5	
	割合 (%)	ごみ量 (t/年)	割合 (%)	ごみ量 (t/年)	割合 (%)	ごみ量 (t/年)	割合 (%)	ごみ量 (t/年)
可燃ごみの量	-	11,938	-	11,820	-	11,770	-	10,019
生ごみ(厨芥類1)(食べ残し)	42.8	5,105	43.1	5,094	44.5	5,238	4.8	481
生ごみ(厨芥類2)(調理くず、野菜くず)							34.8	3,483
生ごみ(未利用品)	4.3	519	5.6	662	7.1	836	8.3	828
小計	47.1	5,624	48.7	5,756	51.6	6,074	47.9	4,792
不燃ごみの量	-	904	-	922	-	933	-	482
生ごみ(厨芥類1)(食べ残し)	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
生ごみ(厨芥類2)(調理くず、野菜くず)							0.0	0
生ごみ(未利用品)	0.5	5	0.0	0	0.0	0	0.0	0
小計	0.5	5	0.0	0	0.0	0	0.0	0
食品ロス量	32.0	5,629	33.2	5,756	34.6	6,074	32.2	4,792

3 計画の位置付け

本市の定める食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づく市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画です。

4 計画の期間

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）と合わせ、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、目標年度を令和9年度とします。

5 食品ロス削減量の目標

本市の収集ごみの減量目標は、年間 1 %ですので、食品ロス削減量の目標も同様に設定することとします。

食品ロス削減量につきましては、令和 9 年度の目標値を 4, 600 t (175.9 g／人日) と設定し、令和 5 年度実績 4, 792 t (184.8 g／人日) に対し 192 t (7.3 g／人日) 減量することとします。

この目標は、1 人 1 日当たりごはん 1 口分 (約 10 g) 残さず食べることで達成可能です。

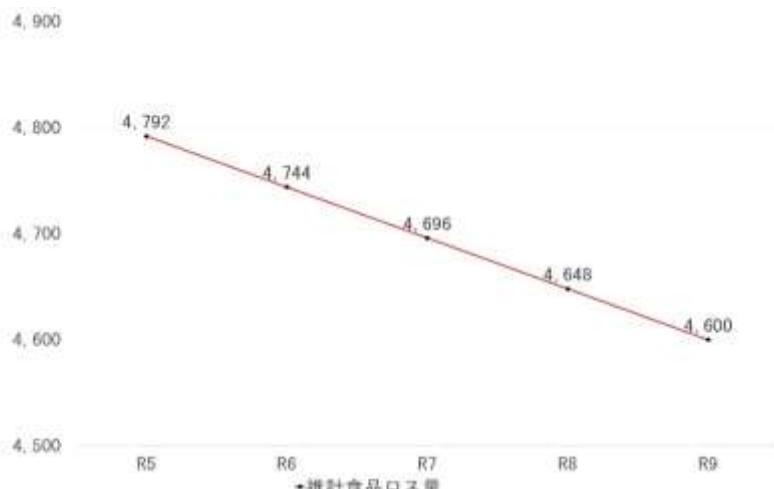
なお、国の食品ロス削減目標のうち、家庭系食品ロスの量は、令和 4 年度の推計値では、半減目標（令和 12 年までに 216 万 t）まであと 20 万 t となっており、これを直線的に削減すると仮定すると、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間で年間 2 万 5 千 t 削減することとなります。

一方、令和 4 年 10 月 1 日現在の総務省推計人口は、1 億 2, 494 万 7 千人、本市の同時期の人口が 7 万 1, 436 人で、国に対する本市の人口比率は約 0.06 % となります。

国の家庭系食品ロスの年間の削減量は 2 万 5 千 t ですので、これに国に対する本市の人口比率 0.06 % を乗じると年間 1.5 t 削減しなければならないこととなります。が、本市の目標は、この数値を上回っています。

図 9-1 本市の推計食品ロス削減量（令和 5 年度～令和 9 年度）

単位 : t



区分	R5	R6	R7	R8	R9
推計食品ロス量 (t)	4,792	4,744	4,696	4,648	4,600
食品ロス削減量 (対令和 5 年度比) (t)	-	▲ 48	▲ 96	▲ 144	▲ 192
食品ロス削減量 (対令和 5 年度比) (%)	-	▲ 1	▲ 2	▲ 3	▲ 4

6 具体的な施策

ごみの中には、消費期限・賞味期限切れなどの未利用の食品が捨てられています。食品ロス削減のため、消費期限・賞味期限に関する知識、食材を無駄にしない工夫などについての意識啓発や、家庭で余っている食品を集めて寄付をするフードドライブなどに取り組みます。また、飲食店での食べ残しが少なくなるよう、小盛りのメニューを作るなどの工夫を働きかけます。

また、それでも発生する食品ロスについては、飼料化や肥料化等の再生利用を行うよう啓発します。

(1) 市の取組

- 食品ロス削減のための普及啓発
 - 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟
 - 市報等による残さず食べよう 3010 運動の普及啓発
- ※ 3010運動とは、宴会や会食等において開始後30分間と終了前10分間を「食べきる時間」として食べ残しをなくす運動のこと。
- 生ごみ処理機器購入補助制度の実施
 - 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」工作教室の実施

(2) 事業者との連携

- 市と事業者との連携したフードドライブの実施
- 飲食店への食品ロス削減の働きかけ
- エコショップ（食べきり協力店）制度参加の要請

写真 9－1

フードドライブで寄付された食品



写真 9－2

生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」



写真 9－3

可燃ごみとして排出された
食べ残し



写真 9－4

可燃ごみとして排出された
調理くず



写真 9－5

可燃ごみとして排出された
未利用品



第10章 計画の進行管理

1 P D C Aサイクル

目標の達成状況を管理し、事業実施に反映するため、計画の策定（P l a n）⇒施策の実行（D o）⇒進捗状況の評価（C h e c k）⇒見直し（A c t）というP D C Aサイクルにより、毎年施策の達成状況を評価します。

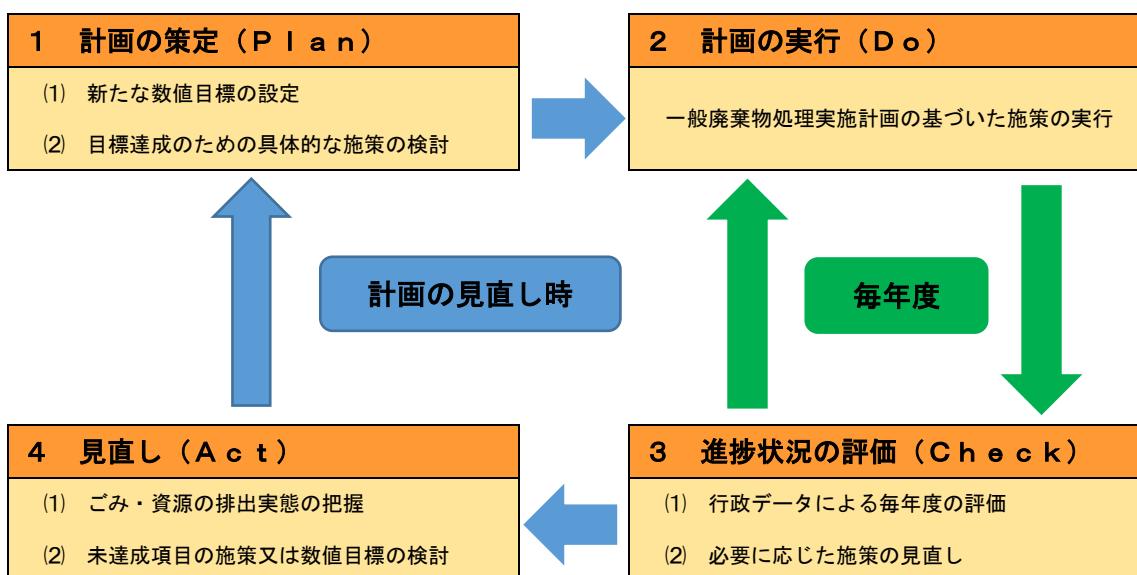
2 毎年度

施策の実施状況や目標指標の達成状況に基づいて、次年度の対応方針を検討し、必要に応じて、次年度以降の新規施策の導入等を検討します。

3 計画の見直し

本計画は令和9年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化、あるいは、事業の実施状況及び数値目標値が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合は、計画の見直しを検討します。

図10－1 P D C Aサイクルによる計画の進行管理



資料編

資料編

資料1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

1 審議会設置に関する根拠法令

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(2) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

(審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定により置く審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 適正処理困難物の指定に関する事項
- (4) 前3号掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

2 諒問書

武発第994号

武藏村山市廃棄物減量等推進審議会

武藏村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について意見を求める。

令和6年8月20日

武藏村山市長 山崎泰大

3 答申書

武取第4103号の2
令和7年1月22日

武藏村山市長
山 崎 泰 大 殿

武藏村山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 宮 脇 健太郎

令和6年8月20日付武発第994号で諮問のあったこのことについて、当審議会において審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので、答申します。

記

- 1 別添「武藏村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（案）（以下「改訂案」という。）の内容は、今後の武藏村山市における廃棄物の減量及び処理等に係る方向性等を定めるものとして妥当である。
- 2 市にあっては、改訂案を基に一般廃棄物処理基本計画を改訂するとともに、積極的に計画の実現を図られたい。

4 審議日程

年度	回目	年月日	議題等
令和6年度	第1回	令和6年8月20日	委嘱
			1 会長及び副会長の選任について
			諮詢
			2 会議の公開に関する運営要領について
			3 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会について
			4 諒問の主旨について
			5 武蔵村山市の廃棄物処理の現状について
			6 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂スケジュール等について
			7 第1章の改訂について
			8 その他
	第2回	令和6年10月15日	1 第1回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会会議録等の公表について
			2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂スケジュール等の変更について
			1 第1章計画改訂の趣旨について
			2 第2章廃棄物処理の現状について
			3 第3章計画策定の課題について
			4 第4章計画の基本理念等について
			5 その他

年度	回目	年月日	議題等
令和6年度	第3回	令和6年11月29日	1 第2回武藏村山市廃棄物減量等推進審議会会議録等の公表について 2 前回の資料の修正について 3 第5章現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量について 4 第6章基本的な施策について 5 第7章計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量について 6 第8章生活排水処理基本計画について 7 第9章食品ロス削減推進計画について 8 第10章計画の進行管理について 9 その他
	第4回	令和7年1月22日 (書面開催)	1 第3回武藏村山市廃棄物減量等推進審議会会議録等の公表について 2 武藏村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（令和7年度～令和9年度）（案）について 答申

5 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出区分	備考
会長	宮脇 健太郎	学識経験者	
副会長	川口 渉		
委員	鈴木 寿子	消費者団体	
	安部 朋子	商工会関係	
	吉成 かおる	学校関係	
	小野 吉雄	収集業者関係	
	木庭 次郎	排出業者関係	※1
	田中 紳二郎		※2
	内野 正義	自治会関係	
	堀田 剛		
	相模 欽哉	公募委員	

任期：令和6年8月20日から令和8年8月19日まで

※1 令和6年9月29日までの委員

※2 令和6年9月30日からの委員

(注) 会長、副会長以外は、選出区分ごとに五十音順

資料2 基礎調査の結果

令和5年度に家庭ごみ組成分析調査を実施しました。

調査概要と本計画に関連する調査結果は次のとおりです。

1 調査概要

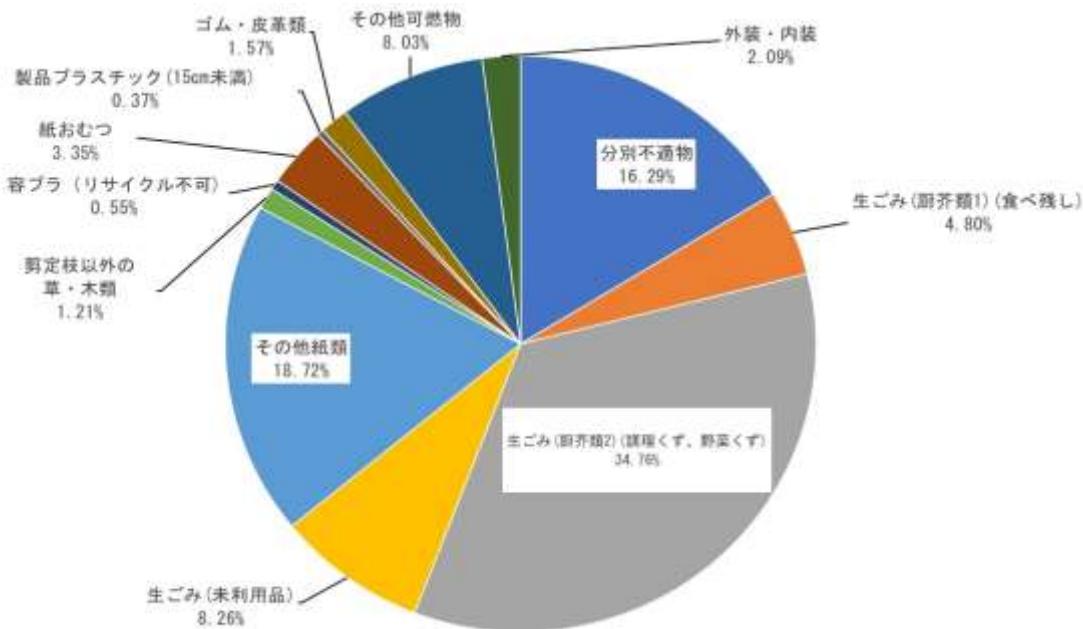
(1) 令和5年度家庭ごみ組成分析調査

令和5年度ごみに含まれている資源物や分別が不適正なものの割合を調査することを目的に、家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成を調査しました。

2 調査結果

(1) 令和5年度家庭ごみ組成分析調査

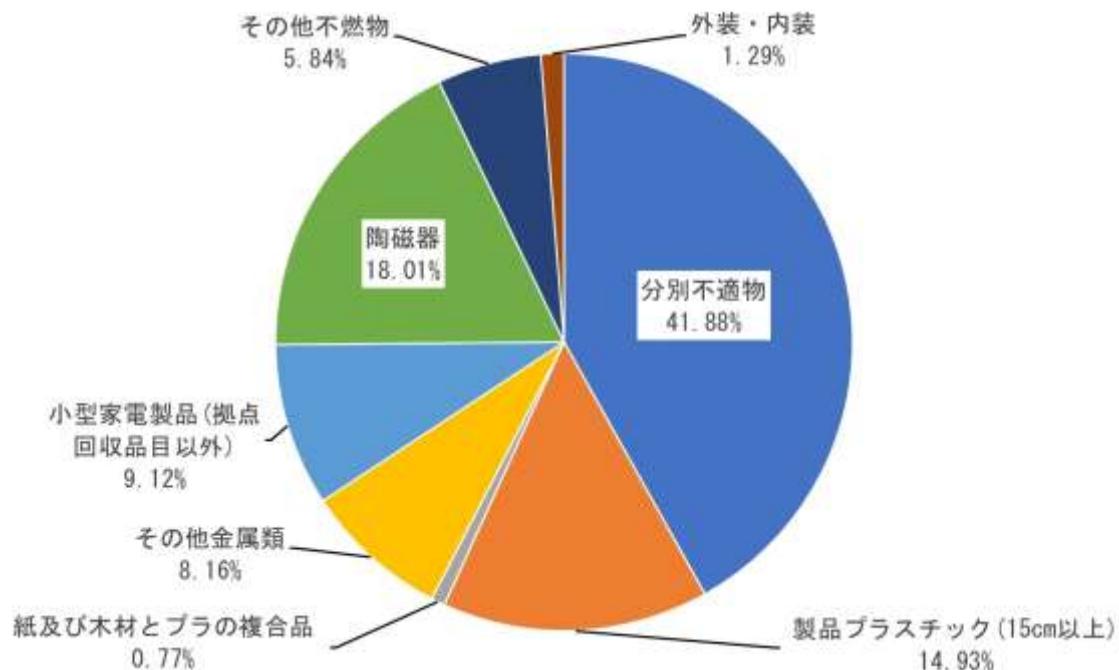
ア 可燃ごみの組成割合



分別不適物の内訳



イ 不燃ごみの組成割合



分別不適物の内訳



ウ 組成分析に基づく令和5年度品目別のごみ量推計

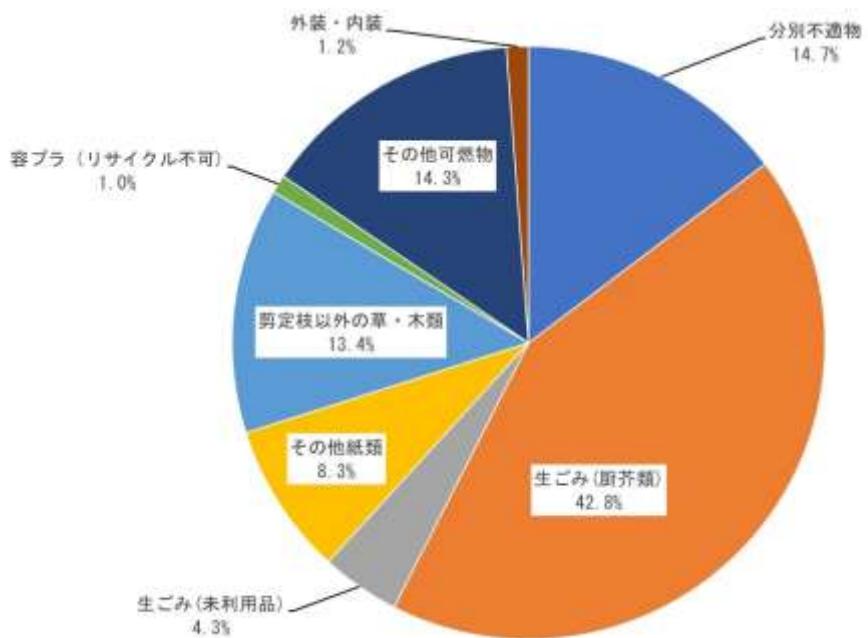
分類	品目	可燃ごみ		不燃ごみ		合計
		割合(%)	ごみ量(t/年)	割合(%)	ごみ量(t/年)	
資源物 (可燃性)	新聞紙・折込広告	0.24	24	0.01	0	24
	雑誌・書籍	0.29	29	—	—	29
	段ボール	0.15	15	0.01	0	15
	紙パック	0.37	37	—	—	37
	雑紙(ざつがみ)	2.03	203	0.11	1	204
	古布(古着)	3.91	392	0.10	0	392
	剪定枝	0.01	1	—	—	1
	ぬいぐるみ等	0.49	49	2.88	14	63
	ガラスびん	0.02	2	0.49	2	4
資源物 (不燃性)	缶類	0.02	2	0.02	0	2
	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身なし)	—	—	0.16	1	1
	金属製のなべ・やかん・フライパンなど	—	—	6.07	29	29
	ペットボトル	0.03	3	0.02	0	3
資源物 (プラスチック)	発泡スチロール	0.00	0	0.08	0	0
	容プラ(リサイクル可)	6.90	691	0.65	3	694
	白色トレイ	0.07	7	—	—	7
	色付きトレイ	0.13	13	—	—	13
	レジ袋(未使用)	—	—	0.01	0	0
資源物 (抛点)	小型家電製品(抛点回収品目)	0.03	3	6.81	33	36
	インクリボン・カートリッジ	0.00	1	0.17	1	2
可燃物	生ごみ(厨芥類1)(食べ残し)	4.80	481	0.03	0	481
	生ごみ(厨芥類2)(調理くず、野菜くず)	34.76	3,483	—	—	3,483
	生ごみ(未利用品)	8.26	828	—	—	828
	その他紙類	18.72	1,876	0.23	1	1,877
	剪定枝以外の草・木類	1.21	121	1.58	8	129
	容プラ(リサイクル不可)	0.55	55	3.01	15	70
	テープ類(単独)	—	—	0.01	0	0
	テープ類(混合)	—	—	—	—	0
	紙おむつ	3.35	336	—	—	336
	製品プラスチック(15cm未満)	0.37	37	10.93	53	90
	ゴム・皮革類	1.57	157	2.43	12	169
	その他可燃物	8.03	805	3.26	16	821
	製品プラスチック(15cm以上)	1.43	143	14.93	72	215
	紙及び木材とプラの複合品	—	—	0.77	4	4
不燃物	その他金属類	0.13	13	8.16	39	52
	小型家電製品(抛点回収品目以外)	—	—	9.12	44	44
	陶磁器	0.04	4	18.01	87	91
	その他不燃物	—	—	5.84	28	28
	ライター	—	—	0.07	0	0
有害物	蛍光管	—	—	—	—	0
	乾電池	—	—	0.19	1	1
	充電用電池	—	—	0.01	0	0
	水銀体温計(血压計)・温度計	—	—	0.01	0	0
	収集不適切物	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身あり)	—	—	0.05	0
外装・内装	収集不適切物(石、れんが、土、ブロック)	—	—	0.10	0	0
	レジ袋(内袋)	0.48	48	0.05	0	48
	プラスチック袋	0.06	6	0.48	2	8
	レジ袋	0.89	89	0.16	1	90
	指定収集袋(外装袋)	0.66	66	0.59	3	69
粗大ごみ	枝切ばさみ	—	—	0.63	3	3
	ラジカセ	—	—	0.82	4	4
	プリンター	—	—	0.93	4	4
	合計	100.00	10,019	99.99	482	10,501
資源物	資源物(可燃性)	7.49	750	3.11	15	765
	資源物(不燃性)	0.04	4	6.74	32	36
	資源物(プラスチック)	7.13	714	0.76	3	717
	資源物(抛点)	0.03	4	6.98	34	38
	小計	14.69	1,472	17.59	84	1,556
	可燃物	81.62	8,179	21.48	105	8,284
不燃物	不燃物	1.60	160	56.84	274	434
	有害物	0.00	0	0.28	1	1
	収集不適切物	0.00	0	0.15	0	0
	外装・内装	2.09	209	1.28	6	215
	粗大ごみ	0.00	0	2.38	11	11
	合計	100.00	10,019	100.00	482	10,501
適正分別		91.97	9,214	88.42	427	9,641
分別不適物		8.03	805	11.58	55	860

※ 割合及びごみ量については、四捨五入をして表示していますが、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。
ごみの中に含まれていない品目については、「—」と表示しています。

<参考資料>

平成28年度家庭ごみ組成分析調査

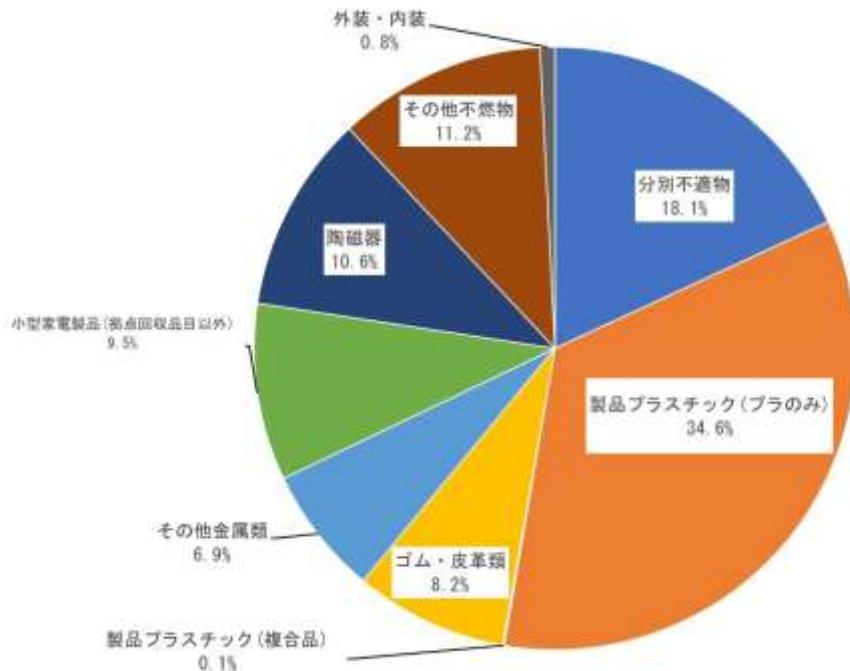
ア 可燃ごみの組成割合



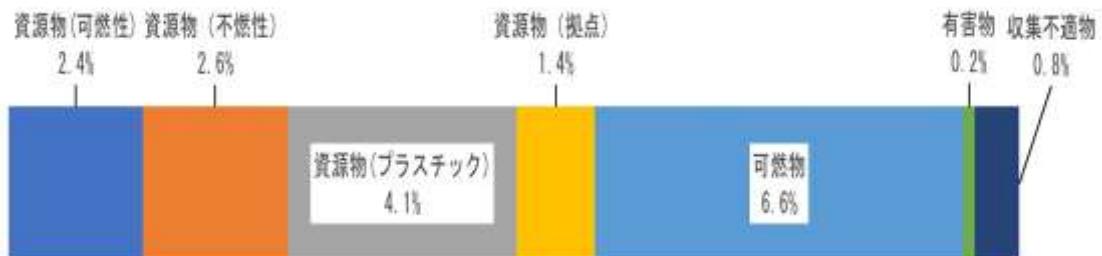
分別不適物の内訳



イ 不燃ごみの組成割合



分別不適物の内訳



ウ 組成分析に基づく平成28年度品目別のごみ量推計

分類	品目	可燃ごみ		不燃ごみ		合計
		割合(%)	ごみ量(t/年)	割合(%)	ごみ量(t/年)	
資源物 (可燃性)	新聞紙・折込広告	1.1	130	0.0	0	131
	雑誌・書籍	0.6	67	-	-	67
	段ボール	0.4	51	0.2	1	53
	紙パック	0.4	47	0.0	0	47
	雑紙(ざつがみ)	5.2	622	0.3	3	625
	古布(古着)	1.7	200	0.7	6	206
	剪定枝	-	-	-	-	-
	ぬいぐるみ等	-	-	1.2	11	11
資源物 (不燃性)	ガラスびん	-	-	0.9	8	8
	缶類	0.0	2	0.3	3	5
	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身なし)	-	-	0.2	2	2
	金属製のなべ・やかん・フライパンなど	-	-	1.2	11	11
資源物 (プラスチック)	ペットボトル	0.0	4	0.0	0	4
	発泡スチロール	-	-	0.0	0	0
	容プラ(リサイクル可)	3.4	400	3.8	34	435
	白色トレイ	0.0	1	0.0	0	1
	色付きトレイ	0.0	2	0.0	0	2
資源物 (抛点)	レジ袋(未使用)	0.2	25	0.2	2	27
	小型家電製品(抛点回収品目)	0.0	5	1.4	12	18
可燃物	インクリボン・カートリッジ	0.0	1	0.0	0	1
	生ごみ(厨芥類)	42.8	5,105	-	-	5,105
	生ごみ(未利用品)	4.3	519	0.5	5	524
	その他紙類	8.3	990	0.2	2	992
	剪定枝以外の草・木類	13.4	1,600	0.3	3	1,602
	容プラ(リサイクル不可)	1.0	124	0.9	8	132
	テープ類(単純)	-	-	0.2	2	2
	テープ類(複合)	-	-	0.1	1	1
不燃物	その他可燃物	14.3	1,705	4.4	39	1,744
	製品プラスチック(プラのみ)	0.4	53	34.6	313	366
	製品プラスチック(複合品)	0.2	23	0.1	1	23
	ゴム・皮革類	0.1	12	8.2	74	87
	その他金属類	0.2	29	6.9	63	92
	小型家電製品(抛点回収品目以外)	0.0	2	9.5	86	88
	陶磁器	-	-	10.6	96	96
	その他不燃物	0.0	3	11.2	101	104
有害物	ライター	0.0	0	0.1	1	1
	蛍光管	-	-	0.0	0	0
	乾電池	-	-	0.1	1	1
	水銀体温計(血压計)・温度計	-	-	-	-	-
収集不適物	スプレー缶・ガスカートリッジ缶(中身あり)	-	-	0.1	1	1
	収集不適物	0.6	75	0.6	6	80
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	0.6	69	0.2	2	70
	プラスチック袋	0.3	37	0.3	2	39
	レジ袋	0.3	35	0.3	3	38
	合計	100.0	11,938	100.0	904	12,842
資源物	資源物(可燃性)	9.4	1,118	2.4	22	1,140
	資源物(不燃性)	0.0	2	2.6	24	26
	資源物(プラスチック)	3.6	432	4.1	37	469
	資源物(抛点)	0.0	6	1.4	12	18
	小計	13.0	1,558	10.5	95	1,653
	可燃物	84.1	10,043	6.6	59	10,102
不燃物	不燃物	1.0	122	81.2	734	856
	有害物	0.0	0	0.2	2	2
	収集不適物	0.6	75	0.8	7	82
	外袋・内袋	1.2	141	0.8	7	147
	合計	100.0	11,938	100.0	904	12,842
適正分別		85.3	10,183	81.9	741	10,924
分別不適物		14.7	1,755	18.1	163	1,918

※ 割合及びごみ量については、四捨五入をして表示していますが、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。

ごみの中に含まれていない品目については、「-」と表示しています。

資料3 目標とするごみ・資源排出量の算定方法

本計画では、第5章の表5-2及び表5-3で現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量等を予測し、第6章における施策による減量効果を考慮して、第7章の表7-3及び表7-4で目標とするごみ・資源排出量等を算定しています。

本資料では、第5章及び第7章における詳細な推計方法を説明します。

1 現状のごみ処理事業を継続した場合

(1) ごみ・資源排出量等

令和5年度の実績値に当該年度の人口係数を乗じて令和6年度から令和9年度までの各年度のごみ排出量を推計しました。

例えば、収集可燃ごみは、令和5年度実績10,019tに、令和5年度を1とした令和9年度の人口係数1.0084を乗じて10,103tと予測しました。

計算式：ごみ・資源量=各項目令和5年度実績×令和5年度を1とした人口係数

例：令和9年度の収集可燃ごみ

$$10,019t \times 1.0084 = 10,103t$$

(小数点以下第1位四捨五入)

(2) 資源化量

ア エコセメント以外

各年度の資源量は、第5章の図5-2の令和5年度の収集ごみの可燃性資源又は不燃性資源の実績値に占める、表5-3の令和5年度の資源化量の品目別の実績値の割合を乗じて推計しました。

例えば、不燃性資源量の収集量は、令和5年度実績1,800t、そのうち容プラの量は709tで、割合にすると39.39%になります。各年度の不燃性資源量の予測値に39.39%を乗じて容プラの資源化量を推計しました。

計算式：資源化量=各年度の可燃性資源量又は不燃性資源の予測値×令和5年度の収集ごみの可燃性資源又は不燃性資源の実績値に占める品目別の割合

例：令和9年度の容プラ 1,815t × 39.39% = 715t

(小数点以下第1位四捨五入)

イ エコセメント

エコセメントの予測については、令和5年度の実績値に、当該年度の人口係数及び一定の割合を乗じて推計を行いました。

2 施策によるごみ減量効果

(1) 適正排出による減量効果

令和5年度の多摩地域26市の市民1人1日当たりの資源化量を比較すると、本市の資源化量は218.1g／人日で、多い順から12番目になります。一方、上位10市の平均は236.0g／人日で、本市より17.9g／人日多くなっています。

資源化量については、上位10市平均を目指すこととします。上位10市と本市の市民1人1日当たりの資源化量の差である17.9g／人日に人口を乗じて、年間資源化量に換算すると465.0tになります。令和5年度のごみ組成分析調査によると、本市の収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）に含まれている資源化可能な物は推計で1,556.0tであり、465.0tは1,556.0tの29.9%に相当します。

本計画においても前計画と同様に令和6年度から10年間で収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）から資源へ30.0%移行することを目指します。

そのため、次の(2)「発生抑制による減量効果」で算出した各年度の収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）から現状でごみに含まれている資源化可能な物の割合を1とした際、そこから毎年3%ずつ適正排出が推進されることとし、令和5年度から4年後の令和9年度には収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）から資源へ12%移行することを目指します。

表3-1 適正排出による減量効果の算定

市民1人1日当たりの資源化量 (g/人日)	1	小金井市	260.9
	2	国分寺市	255.0
	3	武藏野市	239.1
	4	東村山市	237.0
	5	調布市	233.8
	6	羽村市	232.1
	7	昭島市	227.1
	8	立川市	226.5
	9	西東京市	225.7
	10	東久留米市	223.2
	上位10市平均		236.0
	12	武藏村山市	218.1
	上位10市平均と本市との差		17.9
本市の人口(人)(令和5年10月1日現在)	70,982		
上位10市と本市との差の年間資源化量換算(t/年)	465.0		
令和5年度ごみ組成分析調査における ごみに含まれる資源化可能な物の量(t/年)	1,556.0		
上位10市平均の資源化量を達成するために、 資源として回収する資源化可能な物の割合(%)	29.9		

(出典) 市民1人1日当たりの資源化量：多摩地域ごみ実態調査(令和5年度)
本市の人口：住民基本台帳

(2) 発生抑制による減量効果

令和5年度の多摩地域26市の市民1人1日当たりの収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性資源・不燃性資源・粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物）の量を比較すると、本市の収集ごみ量は573.3g／人日で、多い順から6番目になります。

一方、上位10市の平均は511.1g／人日で、本市より62.2g／人日少なくなっています。

収集ごみ量原単位（市民1人1日当たりの収集ごみ量）についても、上位10市平均を目指すこととします。上位10市と本市の市民1人1日当たりの収集ごみ量の差である62.2g／人日に人口を乗じて、年間収集ごみ量に換算すると1,617.0tになります。

令和5年度の、本市の収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）量は14,894.0tであり、1,617.0tは14,894.0tの約10.9%に相当します。

本計画では、収集ごみの量を、可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性資源・不燃性資源・粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物から、資源となる可燃性資源・不燃性資源・鉄製粗大等・有害物を除いた、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみとしていますので、令和6年度から10年間で収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）量の10%を減量することを目標とし、令和5年度から4年後の令和9年度には収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）から4%減量することを目指します。

表資3－2 家庭ごみ有料化による減量効果の算定

市民1人1日当たりの収集ごみ量 (g/人日)	1 府 中 市	488.8
	2 立 川 市	498.6
	3 西 東 京 市	508.7
	4 清 瀬 市	510.3
	5 東 村 山 市	512.5
	6 日 野 市	513.9
	7 東 久 留 米 市	515.2
	8 多 摩 市	519.8
	9 東 大 和 市	520.3
	10 稲 城 市	522.5
	上位10市平均	511.1
	21 武 蔵 村 山 市	573.3
	上位10市平均と本市との差	62.2
本市の人口（人）（令和5年10月1日現在）	70,982	
上位10市と本市との差の年間排出量換算（t/年）	1,617.0	
令和5年度の本市の収集ごみ排出量	14,894.0	
減量すべき収集ごみの排出割合（%）	10.9	

（出典）市民1人1日当たりの収集ごみ量：多摩地域ごみ実態調査（令和5年度）

本市の人口：住民基本台帳

3 目標とするごみ・資源排出量など

(1) ごみ・資源排出量

ア 収集可燃ごみ

収集可燃ごみは、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、その上で適正排出による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集可燃ごみは、10, 103tです。

令和9年度には発生抑制4%を見込んでいるため、10, 103tに96%を乗じた発生抑制後のごみ量は9, 699tとなります。

令和5年度に実施したごみ組成分析調査により、この中には可燃性資源が726t、不燃性資源が4t、容プラが692t及び拠点回収品目が3t含まれており、その12%に当たる可燃性資源が87t及び容プラが83t適正排出により減量され、収集可燃ごみは9, 529tとなります。

計算式： 目標ごみ量=A×(1-B)-(C1×D+C2×D+C3×D+C4×D)

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C1：ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に7. 4900%を乗じて推計)

C2：ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に0. 0400%を乗じて推計)

C3：ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に7. 1320%を乗じて推計)

C4：ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に0. 0300%を乗じて推計)

D：当該年度の適正排出による減量率

例：令和9年度の収集可燃ごみ

$$10, 103t \times (1 - 4\%) - (726t \times 12.0\% + 4t \times 12.0\% + 692t \times 12.0\% + 3t \times 12.0\%) = 9, 529t$$

(小数点以下第1位四捨五入)

イ 収集不燃ごみ

収集不燃ごみは、収集可燃ごみと同様の方法で推計しました。

$$\text{計算式： 目標ごみ量} = A \times (1 - B) - (C_1 \times D + C_2 \times D + C_3 \times D + C_4 \times D)$$

A : 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B : 当該年度の発生抑制による減量率

C₁ : ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に3. 1100%を乗じて推計)

C₂ : ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に6. 7400%を乗じて推計)

C₃ : ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に0. 7600%を乗じて推計)

C₄ : ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に6. 9800%を乗じて推計)

D : 当該年度の適正排出による減量率

例：令和9年度の収集不燃ごみ

$$486\text{t} \times (1 - 4.0\%) - (15\text{t} \times 12.0\% + 31\text{t} \times 12.0\% + 4\text{t} \times 12.0\% + 33\text{t} \times 12.0\%) \doteq 457\text{t}$$

(小数点以下第1位四捨五入)

ウ 収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収

収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集粗大ごみは329tで、令和9年度の発生抑制を4%と見込んでいるため、329tに96%を乗じた316tとなります。

$$\text{計算式：目標ごみ・資源量} = A \times (1 - B)$$

A : 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B : 当該年度の発生抑制による減量率

$$\text{例：令和9年度の収集粗大ごみ } 329\text{t} \times (1 - 4\%) \doteq 316\text{t}$$

(小数点以下第1位四捨五入)

工 可燃性資源・不燃性資源

可燃性資源・不燃性資源は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、収集可燃ごみ・収集不燃ごみの適正排出による減量分を加えて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の可燃性資源量は2, 217tで、そのうち令和9年度の発生抑制を4. 0%と見込んでいるため、2, 217tに96. 0%を乗じた2, 128tとなります。これに収集可燃ごみから適正排出された可燃性資源87tと収集不燃ごみから適正排出された可燃性資源2tを加えて、2, 217tとなります。

計算式： 目標ごみ量 = {A × (1 - B)} + C + D

A : 現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B : 当該年度の発生抑制による減量率

C : 収集可燃ごみから適正排出された量

D : 収集不燃ごみから適正排出された量

例：令和9年度の可燃性資源 2, 217t × (1 - 4. 0%) + 87t + 2t
= 2, 217t
(小数点以下第1位四捨五入)

(2) 資源化量

ア エコセメント以外

各年度の資源化量は、第7章の表7-3の令和5年度の収集ごみの可燃性資源又は不燃性資源の実績値に占める、表7-4の令和5年度の資源化量の品目別の実績値の割合を乗じて推計しました。

例えば、容プラは、各年度の不燃性資源の収集量に39. 39%を乗じて推計しました。

計算式：資源化量 = 各年度の可燃性資源又は不燃性資源の目標値

**× 令和5年度の収集ごみの可燃性資源又は不燃性資源の実績値
に占める品目別の割合**

例：令和9年度の容プラ 1, 833t × 39. 39% = 722t
(小数点以下第1位四捨五入)

イ エコセメント

各年度のエコセメントの資源化量は、第7章の表7-3の令和5年度の収集ごみ及び持込ごみの可燃ごみの実績値に占める、表7-4の令和5年度の資源化量のエコセメントの実績値の割合を乗じて推計しました。

例えば、令和5年度の収集後にの可燃ごみ量は10, 019tで、これに道込みごみの可燃ごみ量2, 149tを加えると12, 168tとなります。

そのうち令和5年度のエコセメント量は1, 391tで、割合にすると11. 43%になります。

各年度に収集ごみ及び持込ごみの可燃ごみの目標値に11. 43%を乗じてエコセメントの資源化量を推計しました。

$$\begin{aligned} \text{計算式：エコセメントの資源化量} &= (\text{各年度の収集ごみの可燃ごみ目標値} \\ &\quad + \text{持込ごみの可燃ごみの目標値}) \times 11.43\% \end{aligned}$$

例：令和9年度のエコセメントの資源化量

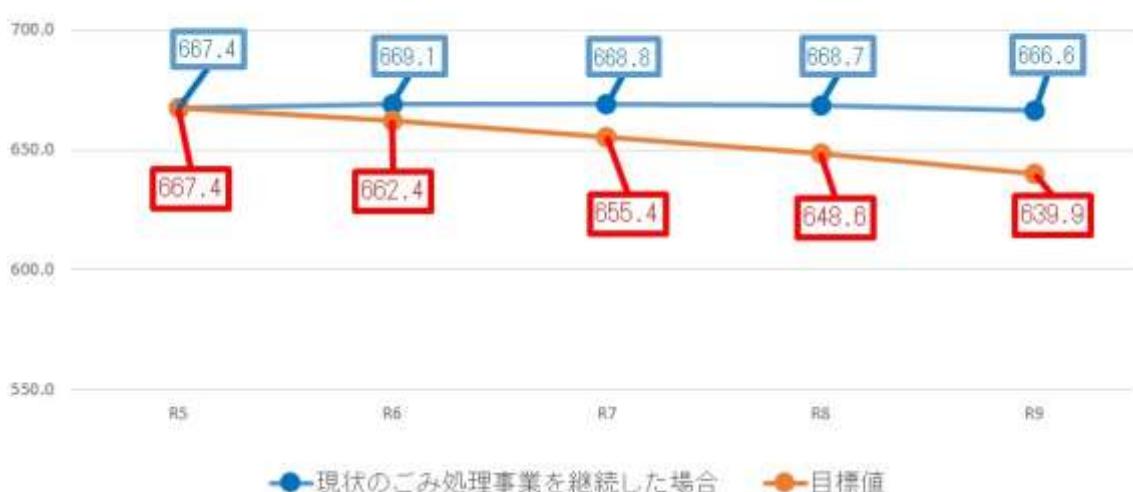
$$\begin{aligned} &= (9, 529t + 2, 063t) \times 11, 43\% = 1, 325t \\ &\quad (\text{小数点以下第1位四捨五入}) \end{aligned}$$

資料4 現状のごみ処理事業を継続した場合との目標指標の比較

第5章で示した現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量より、目標指標1～3を算定し、第7章における目標指標と比較します。令和9年度で比較すると、排出物原単位は、666.6 g／人日から639.9 g／人日へと26.7 g／人日減少、収集ごみ量原単位は417.5 g／人日から393.9 g／人日へと23.6 g／人日減少、リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)は、34.2%から35.4%へと1.2ポイントの増加となります。

1 目標指標1 排出物原単位

単位：g／人日



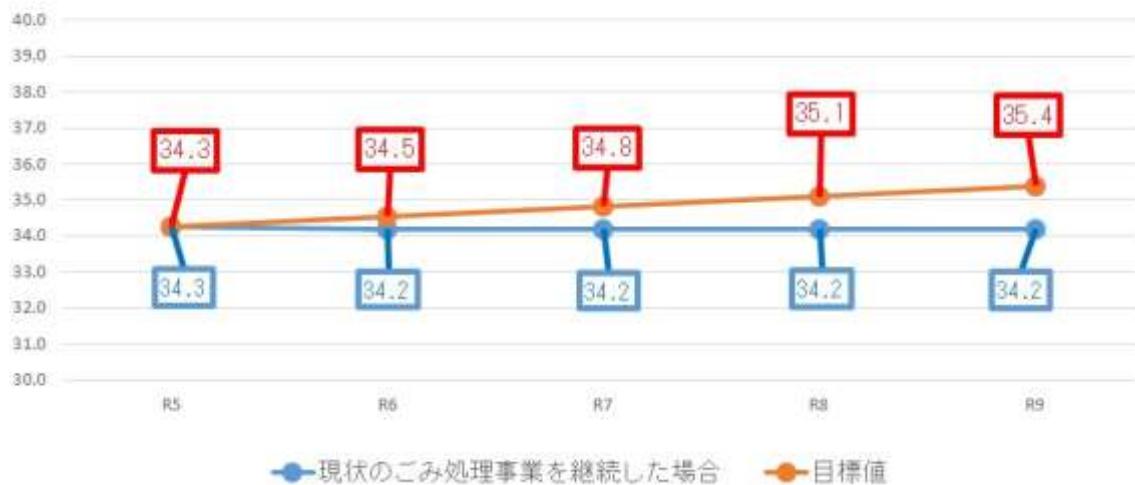
2 目標指標2 収集ごみ量原単位

単位：g／人日



3 目標指標3 リサイクル率(資源化率)(エコセメントを含む)

単位 : %



武藏村山市一般廃棄物処理基本計画
(改訂版)
(令和7年度～令和9年度)
(原案)

発行年月

令和7年3月

発 行

武藏村山市

編 集

武藏村山市環境部ごみ対策課

〒208-8501

武藏村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)



武藏村山市

R80
古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

この冊子(表紙・裏表紙を除く)は、環境に配慮して再生紙を使用しています。